

土浦市

多文化共生推進プラン

(後期計画)



Bonjour Сайнбайнау?

Oi Magandang haron

Hello!! Guten tag Saluton

Merhaba 你好 Ciao नमस्ते Hola!

สวัสดีค่ะ Shalom! こんにちは

Hoi Xin chào! Kia ora

안녕하세요 Selamat sore السلام عليكم

Привет Olá Jambo!

令和2(2020)年3月

土浦市

はじめに

近年、社会や経済のグローバル化の進展により様々な分野で国際化が進む中、訪日外国人は増加の一途をたどっており、その数は、平成24年の836万人から、平成30年には3,000万人超へと大幅に増え、過去最高を記録いたしました。

平成31年4月からは、「改正出入国管理法」の施行により外国人材の受け入れが拡大され、また東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、日本への関心が一層高まっており、今後も、外国人市民や訪日外国人の更なる増加が予想されているところです。



このような中、現在本市には、市の人口の約3%に相当する約4,100名の外国人の方々が居住しており、地域づくりの担い手として身近な存在となりつつありますことから、外国人と日本人が同じ市民として、お互いの文化を認め合いながら、一緒に地域活動に参加できる「多文化共生の環境づくり」が、ますます重要になっております。

このような状況をふまえ、本市におきましては、平成27年3月に茨城県内の自治体初となる「土浦市多文化共生推進プラン」を策定し、「市民協働による多文化共生のまちづくり」を基本理念に、10年間を計画期間として各種施策を展開しているところでございます。このたび、本プランの中間年を迎えますことから、各種施策の進捗状況や課題を整理するとともに、社会経済情勢等の変化を踏まえながら本プランの改定を行い、後期計画を策定することといたしました。

本市といたしましては、本計画を基に、引き続き市民や事業者、関係機関・団体等と連携を図りながら、国際交流・国際協力をはじめとする各種施策を積極的に推進し、多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様方には、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、後期計画策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました多文化共生推進プラン検討委員会の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました市民の皆様、関係各位の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年3月

土浦市長 安藤真理子

土浦市多文化共生推進プラン（後期計画）

目 次

第1章 多文化共生推進プランの基本的な考え方

1 プランの目的	1
2 プランの背景	1
(1) 国の動き	
(2) 県の動き	
(3) 土浦市の現状	
(4) 土浦市が多文化共生を推進する意義	
(5) 土浦市の国際化推進の取り組み	
3 プラン策定の趣旨	8
4 プランの位置づけ	8
5 現行プランの現状と課題	9
(1) 計画の進行管理について	
(2) 事業の取組状況について	
(3) 今後の課題	
6 計画期間	15

第2章 プランの概要

1 基本理念	16
2 基本目標と施策の柱	16
3 目標指標	17
4 施策の体系	19

第3章 施策の展開

- 1 基本目標Ⅰ 外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり 22
 《施策の柱》 コミュニケーション支援

- 2 基本目標Ⅱ 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり
 ・・ 28
 《施策の柱》 生活支援

- 3 基本目標Ⅲ 外国人市民と日本人市民の「個性」を大切にする
 まちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 《施策の柱》 多文化共生の地域づくり

- 4 基本目標Ⅳ 多様性を活力に生かすまちづくり ・・・・・・・・ 48
 《施策の柱》 多文化共生の推進体制の整備

第4章 計画の推進に向けて

- 1 多文化共生の推進体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 プランの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 3 プランの総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

【参考資料】

- 1 アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 3 パブリック・コメント実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 4 土浦市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱・・・・・・・・ 69
- 5 土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員名簿・・・・・・・・ 71

第1章 多文化共生推進プランの 基本的な考え方

1 プランの目的

土浦市には、さまざまな人が住んでいます。

古くから、何世代にもわたってこの地に住み続けている人もいれば、近年になってこの地に移り住んで来た人もいます。その中には、日本以外の国や地域にルーツを持つ人も稀ではありません。

土浦市多文化共生推進プラン（以下「本プラン」または「プラン」と表記）は、異なる文化的背景をもつ外国人市民と日本人市民が同じ土浦市民として、互いを尊重し、ともに支え合いながらこの地で暮らしていけるまちづくりの指針として平成26（2014）年度に策定しました。

策定から5年経過することを機に、これまでのプランの取組状況を確認するとともに昨今の社会状況の変化を取り入れて、プランの改定を行いました。

2 プランの背景

（1）国の動き

国では、地方自治体における多文化共生施策の推進に関する指針及び計画策定のために、平成18（2006）年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。これは、従来取り組まれてきた「国際交流」や「国際協力」に加え、「多文化共生」を柱として地域の国際化を推進しているというものです。

平成24（2012）年7月には、外国人市民の利便の増進及び市町村行政の合理化を図るため、新しい在留制度が導入されて外国人登録制度が廃止となり、外国人市民にも住民票が作成されました。

一方で、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的関心を集めています。こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねません。このような情勢の中「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」）が成立し、平成28（2016）年6月に施行されました。

また、平成30（2018）年12月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、14の「特定産業分野」において、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」または「熟練した技能」を有する外国人材について新たな在留資格が設けられ、労働現場において

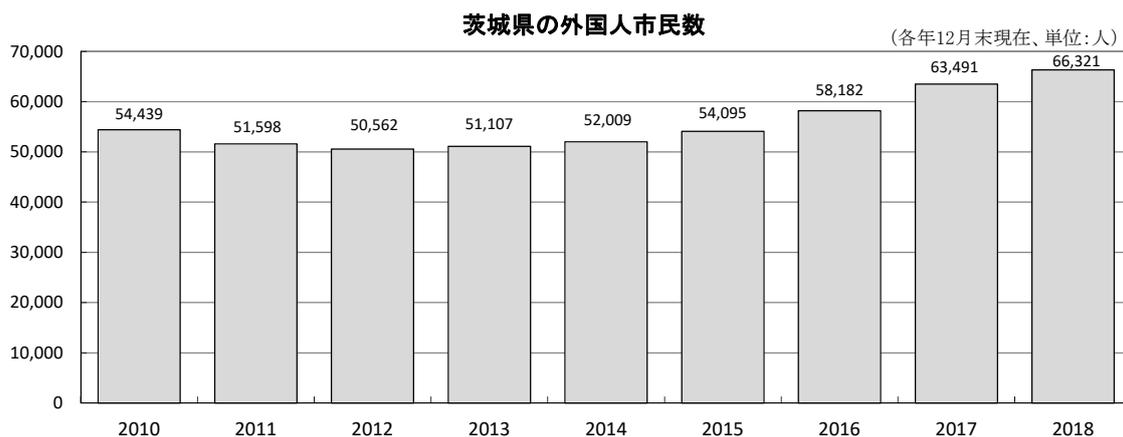
外国人材のさらなる受け入れがすすめられることが考えられます。

令和元年（2019年）6月には、「日本語教育の推進に関する法律」（以下「日本語教育推進法」）が施行されました。この法律は、外国人への日本語教育の機会充実や日本語教育の質の向上などを目的としたもので、国内で生活する外国人が日常生活を送る上で必要な日本語を習得できるよう、国や自治体が日本語教育の環境を整備することや、外国人を雇用する事業主が日本語学習の機会を提供するように努めることなどが定められています。これらの国の動きに整合するよう、本プランの見直しを行います。



（２） 県の動き

茨城県には6万6千人を超える外国人が在住しています。（平成30年12月末日現在）



県では、多文化共生社会づくりを推進するため、主に次のような事業に取り組んでいます。

- ① 外国人子ども支援拡充事業
 - ・ 職場体験の実施

- ・ 進路に関する多言語ガイドブックの作成（5カ国語。日本語併記）
- ② 在住外国人防災協力者育成事業
 - ・ 研修会の実施
- ③ 多言語による情報発信
 - ・ 多言語ホームページ（10言語）
 - ・ 茨城県紹介誌（5言語）
- ④ 外国人相談体制の充実・周知
 - ・ 外国人相談関係者・機関の連携促進と相談担当者の資質向上を目的として、市町村等外国人相談担当者研修会を実施しています。
- ⑤ その他、外国人の受入れ環境整備に関すること

（3）土浦市の現状

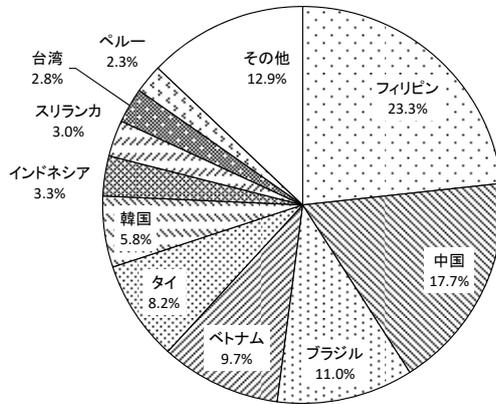
① 外国人市民の人口推移 （全体）



本市の外国人市民は、平成 2（1990）年には 819 人でしたが、平成 22（2010）年にかけて急激に増加しました。その後、平成 27（2015）年にかけて減少傾向にありましたが、平成 28（2016）年以降再び増加に転じ、平成 31（2019）年 3 月には 4,093 人に達して、茨城県内ではつくば市、常総市に次いで 3 番目に外国人市民が多い自治体となっています。

(国別)

本市在住の外国人の国籍はフィリピンが23.3%で最も多く、次いで中国が17.7%、ブラジルが11.0%となっています。

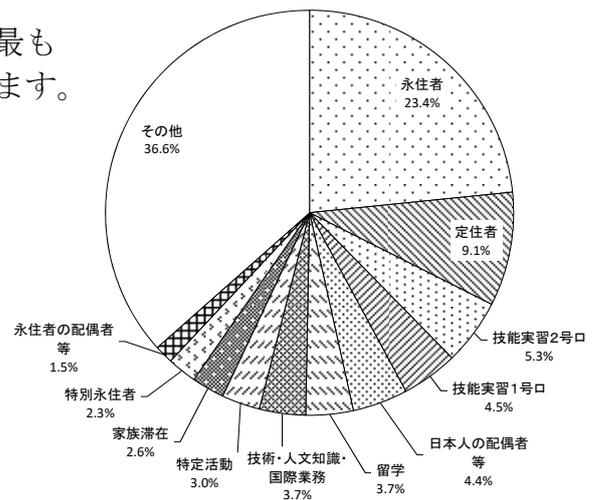


国籍	人数
フィリピン	975
中国	743
ブラジル	463
ベトナム	408
タイ	342
韓国	242
インドネシア	137
スリランカ	124
台湾	119
ペルー	98
その他の国や地域	540

(平成31年3月末日現在)

(資格別)

在留資格別では、永住者が23.4%で最も多く、次いで定住者が9.1%となっています。



② 日本人市民の外国人に対する意識等

後期計画策定にあたり、日本人市民3,000人を無作為抽出し、市民アンケート調査を実施し、1,055人から回答がありました。また、地区長を対象に同調査を実施し、170人から回答がありました。

市民アンケート調査の主な結果は以下のとおりです。

【外国人市民との交流の状況】

- ・日本人市民の77.8%が日常会話をできる外国語はなく、日常会話をできる外国語については、英語が13.1%。
- ・外国人市民と付き合いがある人のうち「隣近所の付き合い」「一緒に仕事をしている」「学校のPTA活動」という回答は前回と比べ多い。地区長では、「隣近所の付き合い」以外の回答は少数。
- ・外国人市民との交流を持ちたい日本人市民は56.7%で、具体的な希望

としては、外国人市民と交流するイベント、外国の文化や習慣を知る講座、外国の言語を学ぶ外国語講座のニーズが高い。

【外国人市民と共に暮らすことに対する思い】

- ・外国人市民の増加について望ましいと思う日本人市民は 14.4%、地区長は 11.2%。市民調査では、交流で国際感覚が高まる、外国文化への理解が深まるという理由が過半数を占める。地区長は、人口が増えてまちに活気が出るが 73.7%で他の理由よりも突出している。
- ・一方、外国人市民の増加について望ましくないと思う日本人市民は 16.2%、地区長は 16.5%。市民調査ではトラブルやもめごとが増える、治安が悪化する、文化や生活習慣が違うという理由が過半数を占める。地区長調査では、文化や生活習慣が違う、トラブルやもめごとが増えるが過半数を占めている。
- ・近くに住む外国人市民とトラブルになったことがある日本人市民は 4.9%、地区長は 11.2%となっている。具体的には、物音や騒音に関すること、ゴミ出しなど生活のルールに関することであった。
- ・災害避難時に心配なことは、地区長調査では言葉が通じないが 57.6%、団体生活ができるかわからないが 41.8%、日本の常識が通じないが 38.8%となっている。

【多文化共生社会の実現に向けた思い】

- ・市民調査では多文化共生という言葉を知らない、今回初めて知った人は 37.2%で、前回の調査とほとんど変化がない。地区長調査では、言葉だけ聞いたことがあるが 31.2%、ある程度知っているが 30.0%だった。
- ・地域に住む外国人市民に望むことは、市民調査、地区長調査ともに、生活ルールを守ること、日本の文化や習慣を理解することが過半数を占めている。
- ・一方で、日本人市民と外国人市民が共に暮らしやすい地域にするために日本人市民、地域がすべきことは、あいさつなどの声かけを行う、外国人に対する差別や偏見を持たない、生活習慣やルールを教えるといった意見が多く見られた。

これらの結果は、5年前に実施した同様の調査から大きな変化はありませんが、外国人市民と交流がある人が増加傾向にある一方で、外国人市民の増加については否定的な意見が肯定的意見を上回っていること、そしてその多くが外国人市民と交流が少ない人による意見であることを考えると、これまで以上に多文化共生の取組を進め、互いの違いを認め合いつつ、良好な関係を築いていくことが必要です。

(4) 土浦市が多文化共生を推進する意義

社会・経済のグローバル化の進展、在住外国人や来訪外国人の増加など、地域においても国際化への対応が重要性を増しています。

このため、学校教育や生涯学習、地域活動や民間団体などの取組などさまざまな機会を通じて市民の国際感覚を育て、日本人市民と外国人市民が異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合える多文化共生社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

① 市の役割

入国した外国人に対する行政サービスを提供する役割を担う主体として、市が多文化共生施策の担い手となります。

② 外国人市民の人権保障

市が多文化共生施策を推進することは、国際人権規約や人種差別撤廃条約などにおける、外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

③ 地域活性化

地域社会に外国人市民が移住・定着することが、地域社会の活性化につながり、地域産業や経済の振興につながります。

④ 市民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、日本人市民が異文化に触れる機会が増え、異なる文化的背景を持つ人々との交流が進み、異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となります。

⑤ 誰もが暮らしやすいまちづくり

国籍や民族などが異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の担い手として生きていく地域づくりを進めることで、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。

(5) 土浦市の国際化推進の取り組み

①姉妹都市との交流

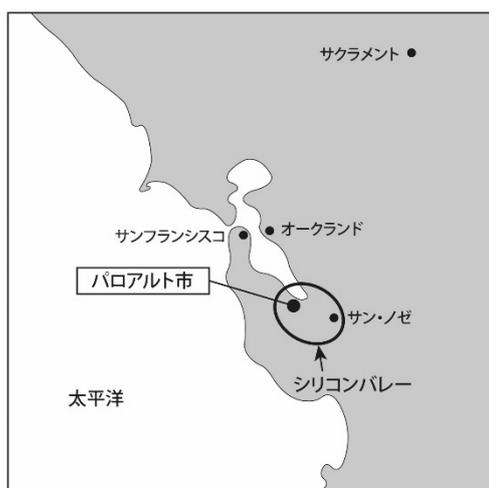
アメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト市とは、平成 21 (2009) 年姉妹都市となりました。

これまでに、両市の中学生がホームステイをしながら学校訪問などを行う中学生交流事業や、かすみがうらマラソン大会における招待選手との交流、パロアルト市で開催された「日本／土浦まつり」への市民訪問団派遣など、さまざまな分野で交流を行っています。令和元 (2019) 年には姉妹都市締結 10 周年記念としてパロアルト市民訪問団を迎え、両市は共同宣言を交わしました。



中学生交換交流事業

【パロアルト市位置図】



かすみがうらマラソンで完走した
パロアルト市招待選手



【フリードリッヒスハーフェン市位置図】

②友好都市との交流

昭和 4 (1929) 年、飛行船ツェッペリン号が世界一周の途上、土浦に飛来したことを契機に、飛行船製造地のドイツ連邦共和国バーデンヴェルテンブルグ州フリードリッヒスハーフェン市と友好都市となっています。



③土浦市国際交流協会の活動

土浦市国際交流協会は、平成4(1992)年に設立されました。

現在は、国際交流事業部会、姉妹都市及び友好都市交流事業部会、多文化共生事業部会、広報部会の4部会が置かれ、日本語ボランティア養成や地域の外国人市民と日本人市民の交流、中学生交換交流(ホームステイ)など、活発に事業を行っています。



キララまつり (七夕おどり)

3 プラン策定の趣旨

土浦市には、平成31(2019)年3月末現在で4,093人の外国人市民が居住しており、今後も少子高齢化による、日本人市民の生産年齢人口の減少が見込まれる中、外国人の在留資格等に関する法制度の整備などにより、外国人市民の増加や定住化が進むものと予測されます。

こうした国際化の進展に対応するため、外国人市民の自立を支援し、地域で暮らしやすい環境を整え、国籍や民族などの違いにかかわらず、同じ土浦市民として共に支え合って暮らしていける多文化共生のまちづくりを推進していく必要があります。また、様々な文化や考え方をを持った市民が地域活動に参加することで、一人ひとりの交流や連携が深まっていくと考えています。

このようなことから、日本人市民や外国人市民、企業、関係機関・団体と市の協働により多文化共生社会を実現するための指針となる計画を平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間を計画期間として策定しましたが、今(2019)年度、策定から5年経過することから、この間の社会情勢の変化やプランの進捗状況を踏まえ、プランの後半5年間にあたる令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の取組の見直しを行いました。

4 プランの位置づけ

本プランは、土浦市のまちづくりの最上位計画である『第8次土浦市総合計画』の施策の柱である「多文化共生を実現する相互理解の促進」を推進するための分野別計画として策定するものです。また、平成18(2006)年3月に、総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の特性や実情を踏まえ、策定しています。

また、外国人市民が地域で円滑に円満に暮らせるよう、日本語教育推進法やヘイトスピーチ対策法等の関係法規の趣旨に適合するように努めています。

5 現行プランの現状と課題

(1) 計画の進行管理について

現行プラン（以下前期計画という）の展開にあたって、進行状況や課題を客観的かつ計画的に把握するため、評価基準を定め、各担当課による自己評価を基に事業評価をしています。

評価の基準は以下の5段階としています。

【評価の基準】

- A：計画通りに進捗し、所期の目的を達成したため、終了した
- B：計画通りに進捗しており、今後も現在の取組を継続する
- C：計画通りの進捗が認められるが、見直す点もある
- D：進捗が十分とは認められないことから、今後更なる工夫や努力を要する
- E：未着手・未実施

(2) 事業の取組状況について

前期計画では、55の事業を位置づけるなか、平成30（2018）年度においては、事業を実施したものが44、未実施が11となっています。

また、同年度の進行達成度の評価において、Aは0事業、Bは38事業（69.1%）、Cは1事業（1.8%）、Dは5事業（9.1%）となっています。

計画策定から4年を経て、約7割は概ね計画通りに事業が進められているものの、約2割は検討中などの理由で未実施となっています。

今後は、計画事業を着実に進めるとともに、未実施となっている災害時における情報の多言語化や、多文化共生を推進するキーパーソンの発掘、育成等の実施を目指すことが必要です。また、外国人市民の増加や定住化などの近年の状況変化に対応した、新たな事業等への取組についても検討を行います。

【平成 30 年度各施策の進捗状況】

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策	進捗度合
市民協働による多文化共生のまちづくり	外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり	コミュニケーション支援	情報の多言語化	1 多言語版生活情報の作成及びガイドブックの発行	B
				2 多言語による広報やパンフレットなどの発行	B
				3 市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信	B
				4 各種申請書、案内通知などの多言語化	B
				5 各種サインのユニバーサル化の推進	B
				6 多言語及びやさしい日本語による窓口対応の充実	B
				7 通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	B
			日本語学習支援	8 日本語教室の開催及び充実	B
				9 日本語ボランティア教師の確保及び育成	B
			日本社会についての学習支援	10 外国人市民のための生活オリエンテーションの実施	B
				11 企業などとの連携による日本社会への理解促進	E
	外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	生活支援	生活全般	12 外国人市民相談窓口の設置	D
				13 外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネットワーク構築	C
			居住	14 住宅関連情報の提供による居住支援	B
				15 公営住宅の居住支援	B
			教育	16 就学案内などの多言語による情報提供	B
				17 不就学の外国人児童生徒への対応	E
				18 外国人児童生徒への日本語学習支援	B
				19 外国人児童生徒への進路指導支援	C
				20 外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実	B
			労働	21 関係機関との連携による就業支援や情報提供	B
				22 関係機関との連携による起業支援	B
				23 外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発	B
			医療・保健・福祉	24 多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進	B
				25 医療通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	E
				26 外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり	D
				27 外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実	B
			防犯・防災	28 外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催	B
				29 多言語による防犯・交通安全情報の提供	E
				30 火災・救急時の多言語での対応	B

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策	進捗度合
市民協働による多文化共生のまちづくり	外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	生活支援	防犯・防災	31 多言語による防災マップの作成	D
				32 外国人市民向け防災訓練の実施	B
				33 防災・災害対応における意識啓発	B
				34 災害時における情報の多言語化	E
				35 災害時の外国人市民支援体制の整備	E
				36 災害時に対応できる人材の確保及び育成	E
	外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり	多文化共生の地域づくり	多文化共生意識の啓発	37 海外姉妹都市・友好都市との交流	B
				38 国際理解教育の推進	B
				39 学校における国際理解教育の推進	B
				40 国際交流イベントの開催	B
				41 多国語講座の開催	B
				42 国際交流・多文化共生講座の開催	B
				43 市民や市職員への多文化共生意識の啓発	E
	外国人市民の自立と地域社会への参画			44 外国人市民の町内会への加入及び活動への参加促進	D
				45 多文化共生を推進するキーパーソンの発掘・育成	E
自治体の推進体制の整備				46 土浦市多文化共生推進プランの推進	B
				47 土浦市多文化共生推進庁内連絡会議の設置	B
				48 土浦市国際交流協会運営支援	B
	49 外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保	D			
多様性を活力に生かすまちづくり	多文化共生の推進体制の整備	地域における各主体の役割分担と連携・協働	50 土浦市多文化共生推進連絡会議の設置	E	
			51 県や他市町村との連携	E	
			52 外国人市民を雇用している企業との連携	B	
			53 留学生を受け入れている大学との連携事業の促進	B	
			54 土浦市国際交流協会との連携	B	
			55 地域住民との連携	B	

【評価の基準：再掲】

- A：計画通りに進捗し、所期の目的を達成したため、終了した
 B：計画通りに進捗しており、今後も現在の取組を継続する
 C：計画通りの進捗が認められるが、見直す点もある
 D：進捗が十分とは認められないことから、今後更なる工夫や努力を要する
 E：未着手・未実施

【平成 30 年度達成度集計】

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	了した計画通りに進捗し、所期の目的を達成したため、最終する	計画通りに進捗しており、今後も現在の取組を継続する	計画通りの進捗が認められるが、見直す点もある	進捗が十分とは認められないことから、今後更なる工夫や努力を要する	未着手・未実施	合計	
市民協働による多文化共生のまちづくり	I 外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり	(1) コミュニケーション支援	①情報の多言語化		7				7	
			②日本語学習支援		2				2	
			③日本社会についての学習支援		1			1	2	
		小 計			0	10	0	0	1	11
	II 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	(2) 生活支援	①生活全般				1	1		2
			②居住		2					2
			③教育		4				1	5
			④労働		3					3
			⑤医療・保健・福祉		2			1	1	4
			⑥防犯・防災		4			1	4	9
	小 計			0	15	1	3	6	25	
	III 外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり	(3) 多文化共生の地域づくり	①多文化共生意識の啓発		6				1	7
			②外国人市民の自立と地域社会への参画					1	1	2
			小 計			0	6	0	1	2
	IV 多様性を活かに生かすまちづくり	(4) 多文化共生の推進体制の整備	①自治体の推進体制の整備		3			1		4
			②地域における各主体の役割分担と連携・協働		4				2	6
			小 計			0	7	0	1	2
	合 計			0	38	1	5	11	55	
	割 合 (%)			0	69.1	1.8	9.1	20.0	100	

(3) 今後の課題

外国人市民が増加傾向にある中、市民アンケートの結果及び市の事業の取組状況によれば、市としての事業遂行は着実に進展しているものの、市民の多文化共生に関する認識や、日本人市民と外国人市民の交流、市民の主体的な取組において、多様な課題があることがわかります。また、外国人市民が安心・安全な地域生活を送るための支援も必要です。

さまざまな生活場面別に課題を整理し、今後の施策展開に活かします。

1 コミュニケーションの課題

本市には日本語を十分に理解できない外国人市民も居住しています。

そこで、外国人市民が安心して生活を営めるよう、暮らしに必要な情報の主要な言語での多言語化や、「やさしい日本語」での提供を推進する必要があります。また、外国人市民が行政手続きを行う際の多言語対応及び「やさしい日本語」での対応、さらに日常生活での困り事を相談する際の窓口の周知等も課題となっています。

また、外国人に日本語を教えるボランティアなどを養成したり、外国人市民と日本人市民が交流し理解し合うための講座や催しものを企画運営していくことも大切です。

2 学ぶ場、はたらく場での課題

外国人市民の滞在が長期化することに伴い、両親あるいはどちらかの親が外国人である児童生徒が増加傾向にあります。その中には、同世代と比べて日本語の習得が十分ではなかったり、あるいは学校からの通知などが保護者に十分理解されないなど、学校生活上の困難を抱えている場合があります。また、外国籍児童生徒の保護者には子どもを就学させる義務がないため、家庭の事情などから学校に通わない子どもも存在するようです。そこで、就学の働きかけや、学びを継続するための支援が求められています。そのためには、教育委員会や教職員ばかりではなく、市役所の各担当課間の連携、日本語ボランティアや学校支援ボランティア等の協力体制など、広範な人々が取り組む必要があります。

近年、産業構造、就労構造の変化に伴い、さまざまな事業所で外国人が働くようになりました。外国人市民の中には、就職しても言葉の問題などで離職してしまう人がいますが、日本で生活するには日本語での意思の疎通が欠かせません。そうしたことから外国人労働者の日本語能力の向上の支援が課題となっています。また、失業や労働災害など、就労上のトラブルに遭った場合の支援も求められています。

3 地域生活上の課題

市民アンケートによれば、外国人市民と「付き合いはない」と回答した人が約7割を占めています。一方で、付き合いがあると答えた人の中では「一緒に仕事をしている」、「隣近所の付き合いがある」、「学校のPTA活動」という回答が5年前の調査と比べて大きく増加しています。

今後とも外国人市民が地域で生活しやすいような環境を整えていくことが課題となっています。地域の外国人市民が町内会などの地域組織やPTAなどに参加することで、相互の理解が深まり、ゴミ出しや生活騒音などの問題も減少していくことが期待できます。地域で交流の機会を持ち、「やさしい日本語」を地域レベルで活用するなどの取り組みも考えられます。

また、外国人市民が町内会に加入するよう働きかけることや、防災・災害対応の啓発を進めることも、安心・安全な地域生活のために求められています。

4 外国人市民を支える体制の課題

今後は、国際交流協会をはじめとする市民団体や町内会、企業、各種団体などの多文化共生への取組をより活発に行うと共に、市民一人ひとりに働きかけ、イベント等への参加や交流を促すことで、日本人市民も外国人市民も暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めていくことが重要となります。

また、近隣市町村や県、他地域の国際交流協会等の民間団体とも広域的な連携を進めることも、今後の取組の深化のために有効です。

官民さまざまな取組の状況を把握し、事業の進行管理等を行うために、庁内に常設の検討委員会等を設置することも考えられます。



日本語ボランティア養成講座（レベルアップ編）
（土浦市国際交流協会）

6 計画期間

土浦市多文化共生推進プランは、平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 10 年間を計画期間として策定しており、前半の 5 ヶ年を前期計画、後半の 5 ヶ年を後期計画として位置づけています。

令和 2 年 (2020) 3 月の改定に伴う期間の変更予定はありません。

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
土浦市多文化共生推進プラン									
前期計画					後期計画				
				アンケート 検討 委員会					



フリードリッヒスハーフェン市 ツェッペリン博物館

第2章 プランの概要

1 基本理念

市民協働による多文化共生のまちづくり

土浦市における多文化共生の考え方や方向性を端的に示すものとして「市民協働による多文化共生のまちづくり」を、土浦市多文化共生推進プラン後期計画（以下本プランという）の基本理念とし、市民・地域・市の共通の目標としていきます。

2 基本目標と施策の柱

【基本目標Ⅰ】

外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり

《施策の柱》コミュニケーション支援

外国人市民が生活していくうえで必要な情報を多言語や「やさしい日本語」などで対応するとともに、地域社会で孤立しないようなコミュニケーション支援を行います。また、日本の文化や習慣などについて学習するための支援の充実を図っていきます。

【基本目標Ⅱ】

外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

《施策の柱》生活支援

外国人市民が日本人市民と同様に、地域社会で安心して暮らせるように、地域・日常生活の支援、学ぶ・働く場での支援、安心・安全のための支援など、生活場面に根ざした支援を図っていきます。

【基本目標Ⅲ】

外国人市民と日本人市民の「個性」を大切にするまちづくり

《施策の柱》多文化共生の地域づくり

外国人市民と日本人市民が、お互いの文化や習慣の「ちがい」を尊重しながら地域で暮らしていけるよう、多文化共生についての意識の醸成を図るとともに町内会加入など外国人市民の地域社会への参画を促進していきます。

【基本目標Ⅳ】

多様性を活かに生かすまちづくり

《施策の柱》多文化共生の推進体制の整備

地域や関係団体、企業、市などが協働で、多文化共生の地域づくりに向けた推進体制の整備を進めます。また、本プランの進捗をはじめとする多文化共生のまちづくりを管理・評価するための体制の整備を進めていきます。

3 目標指標

本プランでは目標指標として、基本目標Ⅱ「外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり」において「国際交流ボランティア数」、「ボランティア日本語教師数」の2項目、基本目標Ⅲ「外国人市民と日本人市民の個性を大切にするまちづくり」において「国際交流イベント・講座などの参加者数」、「外国人世帯の町内会加入率」の2項目の計4項目について目標指標を設定しています。

基本目標Ⅱ 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

＜施策の柱＞ 生活支援

指標名	基準数値	実績値	目標数値
	(平成25年度)	(平成30年度)	(令和6年度)
国際交流ボランティア数	70人	136人	180人
ボランティア日本語教師数	19人	22人	40人

基本目標Ⅲ 外国人市民と日本人市民の「個性」を大切にするまちづくり

<施策の柱> 多文化共生の地域づくり

指標名	基準数値	実績値	目標数値
	(平成 25 年度)	(平成 30 年度)	(令和 6 年度)
国際交流イベント・講座などの参加者数	1,484 人	1,308 人	2,000 人
外国人世帯の町内会加入率	7.2%	10%	20%

平成 30 年度の実績値で、国際交流ボランティア数については市民の意識の醸成が進んだことから目標数値をほぼ達成し、更なる登録が見込まれるためこのプランでは、令和 6 年度の目標値を 140 人から 180 人へと目標値を変更いたしました。その他の 3 項目では目標数値に達するためには引き続き各種施策を着実に実施するとともに、市民等への働きかけを行うことが求められます。



中高生と外国人の食文化交流
(土浦市国際交流協会)

4 施策の体系

基本目標Ⅰ	外国人市民と日本人市民がわかりあえる まちづくり
施策の柱	コミュニケーション支援
施策のテーマ	推進する施策
情報の多言語化・ 「やさしい日本語」 化	1 多言語版生活情報の作成及びガイドブックの発行
	2 多言語によるパンフレットなどの発行
	3 市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信
	4 各種申請書、案内通知などの多言語化
	5 各種サインのユニバーサル化の推進
	6 様々な場面での多言語及びやさしい日本語対応の推進 (重点施策・新規施策)
	7 通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成
日本語 学習支援	8 日本語教室の開催及び充実
	9 日本語ボランティア教師の確保及び育成
日本社会に ついての 学習支援	10 外国人市民のための生活オリエンテーションの実施
	11 企業などとの連携による日本社会への理解促進

基本目標Ⅱ	外国人市民も日本人市民も安心して暮らせる まちづくり
施策の柱	生活支援
施策のテーマ	推進する施策
地域・日常生活 の支援	12 外国人市民相談窓口の設置
	13 外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネット ワーク構築
	14 住宅関連情報の提供による居住支援
	15 公営住宅の居住支援
学ぶ・働く場 での支援	16 日本語学校等の外国人留学生への支援（新規施策）
	17 就学案内などの多言語による情報提供
	18 不就学の外国人の子供への対応
	19 外国人児童生徒への日本語学習支援
	20 外国人児童生徒への進路指導支援
	21 外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実
	22 図書館の多文化共生資料の充実（新規施策）
	23 関係機関との連携による就業支援や情報提供
	24 関係機関との連携による起業支援
	25 外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発
安心・安全の ための支援	26 多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進
	27 医療通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成
	28 外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり
	29 外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実
	30 外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催
	31 多言語による防犯・交通安全情報の提供
	32 火災・救急時の多言語での対応
	33 多言語による防災マップの作成
	34 外国人市民への防災・災害対応における意識啓発 （重点施策）
	35 災害時における情報の多言語化
	36 災害時の外国人市民支援体制の整備
	37 災害時に対応できる人材の確保及び育成

基本目標Ⅲ	外国人市民と日本人市民の「個性」を大切にする まちづくり
施策の柱	多文化共生の地域づくり
施策のテーマ	推進する施策
多文化共生意識 の啓発	38 海外姉妹都市・友好都市との交流
	39 国際理解教育の推進
	40 学校における国際理解教育の推進
	41 多国語講座の開催
	42 市民や市職員への多文化共生意識の啓発
外国人市民の 自立と地域社会 への参画	43 外国人市民の機能別消防団取組への検討 (新規施策)
	44 外国人市民の町内会への加入及び活動への参加促進 (重点施策)
	45 多文化共生を推進するキーパーソンの発掘・育成

基本目標Ⅳ	多様性を活力に生かすまちづくり
施策の柱	多文化共生の推進体制の整備
施策のテーマ	推進する施策
市民・団体 ・企業等との 連携・協働	46 留学生を受け入れている大学との連携事業の促進
	47 土浦市多文化共生推進プラン検討委員会の設置 (重点施策)
	48 県や他市町村との連携
	49 外国人市民を雇用している企業との連携
	50 土浦市国際交流協会との連携
	51 地域住民との連携
計画の推進体制 の整備	52 土浦市多文化共生推進プランの推進
	53 土浦市多文化共生推進プラン検討委員会幹事会の設置
	54 土浦市国際交流協会運営支援
	55 外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保

第3章 施策の展開

1 基本目標Ⅰ

外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり

《施策の柱》コミュニケーション支援

●情報の多言語化・「やさしい日本語」化

推進施策 1	多言語版生活情報の作成及びガイドブックの発行
現 状	○外国人市民が日常生活を送るうえで、生活ルールの理解促進と地域でのトラブル防止を図るために、「外国人生活ガイドブック」を作成し配布しているが、ごみ出しなど生活ルールが理解できない外国人市民も多く、十分に周知されていない。
現在行っている 主な事業内容	○「外国人生活ガイドブック」のホームページ掲載（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、スペイン語、インドネシア語） ○市ホームページや土浦市国際交流協会ホームページでの多言語による情報提供
今後の取組及び 目標	○各種行政サービスや履行しなければならない義務の内容、日本社会のルールや習慣、各種イベントなどについて、多言語・多様な媒体による情報提供を行います。 ○ホームページや「外国人生活ガイドブック」など、外国人市民の日常生活に必要な情報の充実を図ります。 ○情報の一層の多言語化やふりがな、理解しやすい表現に置き換える「やさしい日本語」の使用などによる分かりやすい情報の提供を行います。 ○翻訳ボランティアや留学生などを活用し、情報の一層の多言語化や充実を図ります。 ○日本語が分からない外国人市民にも分かりやすい情報を伝えるための方法を今後、研究します。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課、関係各課）、土浦市国際交流協会

推進施策 2	多言語によるパンフレットなどの発行
現 状	○外国人市民の暮らしに必要なごみの出し方や町内会（自治会）への加入案内、医療・福祉情報などについて多言語による情報を提供しているが、十分でない。
現在行っている 主な事業内容	○多言語による観光マップ及びブックの配布（英語、中国語、韓国語） ○多言語及びやさしい日本語によるごみの出し方マニュアルの配布（英語、ポルトガル語） ○多言語による母子健康手帳の配布（英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語） ○多言語による町内会加入案内（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語）
今後の取組及び 目標	○多言語によるごみの出し方、防災マップ、市営住宅の案内、観光ガイドマップ、健診・医療に関する情報などの各種パンフレットなどを作成し、外国人市民に必要な情報提供を行います。 ○外国人市民のライフスタイルに合わせた広報に取り組みます。
実施主体	市（市民活動課、環境衛生課、健康増進課、商工観光課、住宅営繕課、関係各課）

推進施策 3	市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信
現 状	○市ホームページや土浦市国際交流協会ホームページにおいて翻訳機能を利用して多言語による対応を行っているが、利用する外国人市民が少ない。 ○ホームページで使用している日本語は、外国人市民にとって分かりにくい表現が多く、翻訳機能を利用しても理解することが難しい。
現在行っている 主な事業内容	○市ホームページでの多言語による情報提供 ○土浦市国際交流協会ホームページでの多言語による情報提供
今後の取組及び 目標	○多言語に対応したホームページやモバイル版ホームページなどの実施及び充実を図ります。 ○外国人市民向けのやさしい日本語の使用と多言語による分かりやすい情報提供の充実を図ります。 ○国や県などで提供している多言語情報を積極的に発信していきます。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課）、土浦市国際交流協会

推進施策 4	各種申請書、案内通知などの多言語化
現 状	○外国人市民が、滞在長期化や定住化に伴い、市役所に手続きや相談などで来庁する機会が増えている。 ○市が使用している各種申請書や案内通知について、多言語化されていないものが多いうえ、外国人市民には制度内容も理解しづらいため、窓口での手続きなどに多くの時間を要している。
現在行っている 主な事業内容	○各種申請書や案内パンフレット等の翻訳
今後の取組及び 目標	○各種申請書や案内通知などの多言語化やふりがな、理解しやすい表現に置き換える「やさしい日本語」の使用など、窓口対応の充実を図ります。
実施主体	市（関係各課）、関係機関

推進施策 5	各種サインのユニバーサル化の推進
現 状	○公共施設や各種案内看板などの表示において、日本語のみを表記しているものが多いため、外国人市民は戸惑うことが多い。
現在行っている 主な事業内容	○公共施設案内表示の多言語化
今後の取組及び 目標	○公共施設や観光案内板、外国人市民が多く利用する場所の案内看板の多言語化、ローマ字併記、ピクトグラム（絵文字）の利用を推進します。 ○日本語看板の多言語化、ローマ字併記の促進を図ります。 ○公共施設案内パンフレットの多言語化を行います。
実施主体	市（関係各課）

推進施策 6	様々な場面での多言語及びやさしい日本語対応の推進【新規・重点施策】
現 状	○外国人市民が、滞在長期化や定住化に伴い、市役所などに手続きや相談で訪れる機会が増えている。 ○窓口担当職員などは、日本語が分からない外国人市民の対応に、多くの時間を費やしている。
現在行っている 主な事業内容	新規事業
今後の取組及び 目標	○外国語を話せない日本人市民と日本語を話せない外国人市民の双方のコミュニケーションを成立させるために、さまざまな場面で、多言語化及び「やさしい日本語」を推奨していきます。 ○庁内各窓口に多言語翻訳機を順次配備していくことを検討していきます。
実施主体	市（関係各課）、地域

推進施策 7	通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が話せない外国人市民は、生活に必要な情報の取得や各種手続きの申請等で通訳・翻訳が必要になる。 ○医療や福祉、教育、雇用などにおいては、専門用語や制度の知識、通訳スキルなどが必要になり、適正な人材の確保と育成が必要になる。 ○土浦市国際交流協会の国際交流ボランティア登録者に通訳・翻訳などの協力を依頼している。 ○ボランティアの通訳・翻訳のレベルアップを図る機会と活用場が少ない。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市国際交流協会国際交流ボランティア登録制度 ※登録者数：136人（平成31年3月31日現在）
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流ボランティア登録者を増やし、多言語対応を進めます。 ○ボランティアを育成し、活用場を増やします。 ○医療通訳など、専門性が高いものについては、ボランティアが関わるべき内容の研究や育成方法の検討を行います。 ○土浦市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、通訳・翻訳ボランティア登録者の増員を図ります。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会、土浦市社会福祉協議会

●日本語学習支援

推進施策 8	日本語教室の開催及び充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民のニーズに応じた日本語学習の機会が、現在不足している。 ○職場や地域の人々、学校とのコミュニケーションなどを取るため、仕事に役立つ日本語を学ぶためなど、外国人市民が様々なニーズにより日本語を学んでいる。 ○場所や日時が限定されており、学びたくても通えない外国人市民もいる。 ○熱心に日本語を学習する外国人市民と仕事の都合などからあきらめてしまう人に分かれてしまうため、授業の進め方が難しい。 ○日本語教室の開催及び運営は、ボランティアに頼らなければならない状況にあり、開催回数や場所、日時、人材確保などの点で安定的な運営が難しくなっている。 ○日本語教室が外国人市民相談の受け皿としての役割を求められることがあり、対応が難しいことがある。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市国際交流協会と土浦ユネスコ協会の共催による日本語教室を、毎週水曜日の昼と木曜日の夜に一中地区公民館で開催。 ※日本語教室延べ参加者数：3,240人（平成30年度、40回） ○土浦市も毎週土曜日に庁舎で日本語教室を開催。
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室の開催場所・日時に配慮して、教室の開催や参加者の増加を図ります。 ○地域のボランティアを活用し、中学校区ごとの公民館を拠点とした日本語教室を開催し、外国人市民のニーズに応えます。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 9	日本語ボランティア教師の確保及び育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市国際交流協会では、初心者向けの日本語ボランティア養成講座と日本語ボランティア教師向けのレベルアップを図る講座を開催しているが、特に、初心者向け講座修了者の活用が図られていない。 ○日本語を学習する外国人市民が増える中、多様化する学習者のニーズへの対応に苦慮している。 ○高齢化などによる新たなボランティア教師の確保が課題となっている。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援ボランティア養成講座（令和元年度3回：延べ参加者数168人） ○日本語ボランティア養成講座レベルアップ編（令和元年度3回：延べ参加者数45名）
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語ボランティア養成講座などを通じて、より多くの日本語学習支援者を確保するとともに、個々のスキルアップを図り、活用の場を増やします。 ○団塊の世代やシルバー世代の定年後における生活の趣味・生きがいづくりなど、新たな日本語ボランティア教師の確保を図ります。 ○多様化する学習者のニーズに対応するため、レベルアップを図る講座の見直しを行います。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

●日本社会についての学習支援

推進施策 10	外国人市民のための生活オリエンテーションの実施
現 状	<p>○外国人市民が地域で生活していくためには、地域のルールや生活習慣などを理解して守ってもらうことが重要であるが、ごみ出しや騒音などで地域住民とのトラブルも生じている。</p> <p>○外国人市民が、地域住民としての生活を始めてからできるだけ早い時期に市からの情報や日本社会のルールなどについて学ぶ機会を提供する必要がある。</p> <p>○住民登録時などに外国人生活ガイドブックを配布しているが、各種制度の申請手続方法についての案内が十分でない。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>○窓口対応時に「資源とごみの出し方」のパンフレットを提供</p> <p>○地域ふれあい事業において防災出前講座を実施</p>
今後の取組及び 目標	<p>○住民登録時などの機会を利用して、ごみ出しのルールなどについて説明を行います。</p> <p>○住民登録時などの機会を利用して、市が行う各種事業や施設などについて案内を行います。</p> <p>○日本語教室の開催時に合わせて、生活オリエンテーションを実施し、ごみ出しのルールなどについて周知を行います。</p> <p>○日本語教室の開催時に合わせて、生活オリエンテーションを実施し、意見交換を行います。</p>
実施主体	市（市民活動課、市民課、環境衛生課、国保年金課）、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 11	企業などとの連携による日本社会への理解促進
現 状	○外国人市民が地域で生活していくためには、日本語学習に加えて、地域のルールや生活習慣などを理解して守ってもらうことが重要であるが、ごみ出しや騒音などで地域住民とのトラブルも生じている。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	<p>○外国人市民を雇用している企業や団体に、日本語教室の開催や生活オリエンテーションの案内に加え、日本社会のルール（ごみ出し、交通ルールなど）や生活習慣への理解と支援を呼びかけます。</p> <p>○市が企業や団体へ職員を派遣して出前講座などを行い、生活習慣の理解促進を図ります。</p>
実施主体	市（市民活動課、関係各課）、企業・団体

2 基本目標Ⅱ

外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

《施策の柱》生活支援

●地域・日常生活の支援

推進施策 12	外国人市民相談窓口の設置
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民の困りごとの相談相手は、同じ国から来ている友人・知人や職場の人が多く、市役所の窓口で相談に来る人は少ない。 ○外国人市民は、市に対して外国語による相談窓口の設置を希望している人の割合が多い。 ○外国人市民は、日常生活に必要な情報を友人・知人やテレビ・ラジオなどから入手している人が多く、公的な情報発信ツールや窓口を利用する人は少ない。 ○外国人市民に行政サービスなどの情報が十分に伝わっていない。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○7か国語の外国人生活ガイドブックのホームページ掲載（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、スペイン語、インドネシア語） ○平成27年に「外国人市民案内サポート」を設置したが、利用件数が少なかったことから休止中（期間10/6～2/23、相談件数5件）
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民が安心して日常生活を送ることができるよう、外国人市民相談窓口設置について調査研究していきます。 ○外国人市民相談窓口において多言語版の情報や資料の提供などを行います。 ○外国人市民相談窓口において、国際交流ボランティアを活用した相談対応を行います。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

推進施策 13	外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネットワーク構築
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○単独の自治体では外国人市民相談業務における対応に限界がある。 ○法律問題など、自治体だけで対応できない相談業務がある。 ○日常生活で困りごとを抱えている外国人市民の相談体制が整っていない。
現在行っている 主な事業内容	○県国際交流協会で実施しているトリオフォンの他課への紹介
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民相談業務を実施している県国際交流協会や他の自治体、団体等との連携を図り、相談業務の充実を図ります。 ○外国人市民が相談を必要としている内容について、外国人市民のニーズを把握し、関連機関と連携した対応に努めます。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課）

推進施策 14	住宅関連情報の提供による居住支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民は、不動産の契約書の内容が分かりづらいことや敷金・礼金など、日本の不動産の仕組みについてなじみがないため、住まいを探すときに困っている。 ○外国人市民はアパートやマンションなどの住居を借りるときに必要な保証人を探すことが難しい。 ○外国人市民がアパートやマンションなどの住居を借りる際、外国人市民という理由だけで入居を断られるケースがある。 ○地域におけるマナーやルールを理解していない外国人市民が、地域の人々とトラブルになるケースがある。
現在行っている 主な事業内容	○不動産管理会社や国際交流協会を通して、外国人向けパンフレットや英訳記載のごみの出し方小冊子を配布
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○不動産の賃貸借の仕組みや住まいを利用する際のルール、ごみの出し方、町内会活動などに関するオリエンテーションの実施や案内の多言語化を図ります。 ○不動産業者や家主から外国人市民に対してアパートやマンションなどの住居を貸す際の課題や問題点を調査し、解決に向けた対策を考えます。 ○住まい探しから入居までを支援する仕組みづくりを調査・検討します。
実施主体	市（市民活動課、環境衛生課、住宅営繕課）、土浦市国際交流協会

推進施策 15	公営住宅の居住支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○民間アパートやマンションを借りるときに、外国人市民という理由だけで入居を断られることがある。 ○日本語を話せない外国人市民が来庁した際に、外国語を話せる職員がない場合、対応に多くの時間を費やしてしまう。
現在行っている 主な事業内容	○退去者点検事項（中国語版）を作成
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅に関する案内（「入居者のしおり」）の多言語化を図ります。 ○日本の住宅に関する基本情報や慣習についての案内の多言語化を図ります。
実施主体	市（住宅営繕課）、県

●学ぶ・働く場での支援

推進施策 16	日本語学校等の外国人留学生への支援【新規施策】
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に、外国人留学生を対象とした日本語学校があるが、そこに在学する外国人留学生の実態を把握できていない。 ○市内の日本語学校に在籍する学生数は増加傾向にある。
現在行っている 主な事業内容	新規事業
今後の取組及び 目標	○日本語学校等に所属する留学生へアンケート調査を実施するなどにより実態を把握し、支援策などを調査・研究する。
実施主体	市（市民活動課）、国際交流協会

推進施策 17	就学案内などの多言語による情報提供
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒の保護者への就学通知や就学援助、日本語指導などについての情報が多言語化されていないため、日本の学校についての理解が十分でない。 ○就学前説明会における多言語での対応が十分でない。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度 延 52 件（就学案内送付，9 月 37 件，12 月 15 件）【学務課】 ○保育所入所案内の作成（中国語）【こども福祉課】 ○就学時健診で外国人保護者に対応【指導課】 ○同健診で予防接種未完了者に対し接種勧奨【健康増進課】 ○住民登録時に就学を希望する外国人児童生徒の保護者に就学通知書を配布。【市民課】
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○就学案内などの情報における多言語化を図ります。 ○日本の学校教育制度についての情報を、入学前から保護者が入手できるよう多言語での情報発信や就学前説明会を行います。 ○外国人児童生徒が居所不明者にならないように、保育所や定期健診などを通じて実態の把握に努めます。
実施主体	市（こども福祉課、こども相談課、健康増進課、学務課、指導課、市民活動課、市民課）

推進施策 18	不就学の外国人の子供への対応
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の外国人の子供を持つ保護者に就学案内を行っているが、外国人の子供の保護者は就学させる義務がないため、家庭の事情などから不就学の児童生徒がいる。 ○就学しても授業についていけず、不登校になってしまうことがある。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○不就学の子供と保護者に対して就学案内や就学支援などの情報提供を行います。 ○日本の学校教育制度（学校生活、就学支援制度など）についての情報を、保護者が入手できるよう、多言語での情報発信や説明を行います。
実施主体	市（学務課、指導課、市民活動課）

推進施策 19	外国人児童生徒への日本語学習支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語の能力が十分でない外国人児童生徒がどのような教育を受けるかは、将来に大きな影響を及ぼすため、日本語教育の一層の充実が必要である。 ○日本語学習支援は、学校や身近な地域で行われることが求められている。 ○子どもたちが将来日本で生活していくためには、生活言語だけでなく、学習言語を学べる体制や教材が必要である。 ○日本語・母語ともに会話が理解ができない外国人児童生徒がいる。 ○日本語が分からない外国人児童生徒に対して日本語初期指導を行っているが、実施しているのは集住化が進んでいる地域の学校であり、散在化の地域にある学校においては支援体制が十分でない。 ○平成 26 年 4 月から学校における日本語指導を担当する者は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とすることに法律が改正された。
現在行っている 主な事業内容	<p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校支援ボランティア」配置校 15 校、支援児童生徒数 54 名に対し日本語学習支援を実施。【文化生涯学習課】 ○日本語指導加配教員の配置（10名の加配教員）【指導課】
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○市や土浦市国際交流協会が連携して日本語指導及び学習支援の充実を図ります。 ○学校で日本語初期指導の補助を行うボランティアなど、人材の確保及び育成を図ります。
実施主体	市（市民活動課、文化生涯学習課、指導課）、土浦市国際交流協会、ボランティア

推進施策 20	外国人児童生徒への進路指導支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒は、日本の受験などに関する情報を手に入れることが難しく、理解しにくいことがある。 ○外国人市民は、子どもが日本の高校や大学に進学できるか不安を抱いている。 ○進学を控えた外国人児童生徒に対する学習支援の方針や内容が統一されていない。
現在行っている 主な事業内容	○NPO 法人による、通訳付き親子向け高校進学ガイダンスの開催【指導課】
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○進路に関する情報の多言語化など、外国人児童生徒への分かりやすい進路指導を行います。 ○教科教育と日本語教育について、外国人児童生徒の要望に個別に対応できる体制づくりを行います。 ○日本語の能力に不安がある外国人児童生徒や保護者が、多言語で相談できる体制づくりを行います。
実施主体	市（指導課）、ボランティア

推進施策 21	外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒の保護者に対して必要な情報が届きにくいいため、義務教育や進学についての周知及び理解が十分でない。 ○学校と保護者の間に良好な関係がないと外国人児童生徒への適切な支援は困難なため、保護者への支援も重要である。
現在行っている 主な事業内容	○NPO 法人による、通訳付き親子向け高校進学ガイダンスの開催【指導課】
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の教育制度や受験制度について多言語による情報提供を行います。 ○外国人児童生徒の日本での生活歴や家庭環境に配慮した情報提供を行います。 ○外国人児童生徒の保護者に対して、学校、市、地域が連携して子どもたちを支援できる体制づくりを図ります。
実施主体	市（市民活動課、教育総務課、学務課、指導課）、土浦市国際交流協会、地域

推進施策 22	図書館の多文化共生資料の充実【新規施策】
現 状	<p>(平成 30 年度)</p> <p>○外国語の図書・絵本・新聞・雑誌については、寄贈受入及び購入により資料収集に努めている。</p> <p>英字新聞：2 紙購読</p> <p>英字雑誌：4 誌購読</p> <p>図書：1 4 3 冊新規蔵書</p> <p>絵本：1 5 6 冊新規蔵書【図書館】</p>
現在行っている 主な事業内容	新規事業
今後の取組及び 目標	<p>○図書館における外国語資料の充実を図ります。</p> <p>○日本語検定や外国語検定など、多言語の学びをサポートする資料の充実を図ります。</p> <p>○外国語での読み聞かせなど、日本人も外国人もともに学び楽しめる機会をつくります。</p>
実施主体	市（図書館）

推進施策 23	関係機関との連携による就業支援や情報提供
現 状	<p>○ハローワークの外国人職業相談コーナーへは、毎月 60～70 人の登録がある。</p> <p>○ハローワークでは外国人職業相談コーナーを設け、通訳を配置している。</p> <p>○外国人市民の中には、就職しても言葉の問題などで離職してしまう人もおり、再就職斡旋や日本語学習等の支援が必要である。</p> <p>○ハローワークの外国人職業相談コーナーでは、本来の業務以外にも病院や医療費、住居、生活保護の申請などの生活問題についても相談が寄せられており、対応に苦慮している。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>○ハローワークでの外国人職業相談コーナーの設置による外国人の就職斡旋。</p> <p>○ハローワークでの外国人就労準備研修及び就職のための日本語教室（JICE（日本国際協力センター）と連携）の開催。</p> <p>○外国人市民の中には、生活保護受給者もおり、ハローワークでは市の社会福祉課と連携して就業相談を行っている。</p>
今後の取組及び 目標	<p>○ハローワークと連携し、国、県などが作成している就職・労働関係のリーフレットや多言語による生活情報、ガイドブック、パンフレットの配布を行い、就職・労働に関する情報や日常生活に必要な情報の提供を行います。</p> <p>○就業に必要な日本語能力の取得やスキルアップを支援するため、就業や仕事に役立つ日本語教室の充実を図ります。</p>
実施主体	市（商工観光課）、ハローワーク、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 24	関係機関との連携による起業支援
現 状	<p>○外国人市民は、起業に関する情報を手に入れることや理解することが難しく、起業が困難である。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>○開業支援事業補助金について、市ホームページ等により周知。</p> <p>○窓口における外国人の起業相談に対して、融資等必要に応じて相談先の紹介。【商工観光課】</p>
今後の取組及び 目標	<p>○商工会議所と連携し、空き店舗などを活用し、外国人市民に対して起業支援を行います。</p>
実施主体	市（商工観光課）、商工会議所

推進施策 25	外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民は、言葉の問題や情報不足から就業が難しく、就労後も言葉や雇用条件、人間関係などから離職してしまうことがある。 ○雇用形態や賃金など、待遇面の問題で日本人との差を感じている。
現在行っている 主な事業内容	○国・県等が作成している外国人の雇用に関する留意点等をまとめたリーフレットの設置・配布することによる意識の啓発。
今後の取組及び 目標	○外国人市民の雇用に関する留意点や就業環境の改善などについて事業主などに意識啓発を図ります。
実施主体	市（商工観光課）、ハローワーク、商工会議所

●安心・安全のための支援

推進施策 26	多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民の健康保険や年金制度への加入率は日本人市民よりも低く、未加入者が多い。 ○保険や年金に加入していても制度の理解不足などもあり、滞納や未払いが問題となっている。 ○福祉制度や健康診断などの多言語による案内が十分でない。 ○日本の医療・保健・福祉制度に関する基本的な情報が十分に周知されていない。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険加入後の案内（中国語版）の作成 ○年金制度案内（中国語版）の作成【国保年金課】
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険や年金制度への理解を促し、加入の促進を図ります。 ○外国人生活ガイドブックの充実や各種制度の多言語による案内の促進を図ります。 ○児童手当など、子育てを支援する各種手当制度の多言語による案内の促進を図ります。
実施主体	市（市民活動課、社会福祉課、障害福祉課、こども福祉課、こども相談課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課）

推進施策 27	医療通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語の能力が十分でない外国人市民は、医療機関でのコミュニケーションが困難な場合がある。 ○医療通訳・翻訳のような専門性の高い分野においては、専門用語や制度・システムの知識、通訳スキル等が必要になる。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と通訳・翻訳ボランティアが関わるべき内容の検討を行い、医療通訳登録・派遣システムの研究及びボランティアを確保・育成する方法の検討を行います。 ○他の自治体や関係機関との連携により、対応を図ります。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会、関係機関

推進施策 28	外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民に日本の健康保険制度や医療機関に関する基本情報などが知られていない。 ○日本語の能力が十分でない外国人市民は、医療機関でのコミュニケーションが困難なため、受診を控えてしまい、適切な診察を受けることができない場合がある。
現在行っている 主な事業内容	○外国人生活ガイドブックのホームページ掲載（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、スペイン語、インドネシア語）
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の健康保険制度や外国語での対応が可能な医療機関の情報などについて多言語での情報提供の充実を図ります。 ○日本語の能力が十分でない外国人市民が、医療機関で受診する際の問題を抽出し、市や医療機関の対策を検討します。 ○医療機関と連携し、外国人市民が病状を伝えやすい資料の配布及び周知を行います。 ○外国語で対応できる医師のいる病院の情報提供を行います。
実施主体	市（市民活動課、健康増進課）

推進施策 29	外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実
現 状	○外国人市民に医療・保健・福祉に関する情報が十分に伝わっていない。 ○外国人市民は、言葉の問題があり、医療・保健・福祉サービスを十分に受けられないことがある。
現在行っている 主な事業内容	○社会福祉協議会での相談対応 ○英語、中国語通訳員による窓口対応補助
今後の取組及び 目標	○医療・保健・福祉に関する多言語での情報の充実を図ります。 ○医療・保健・福祉に関して多言語で相談できる体制を検討します。 ○窓口などでの外国人市民からの問い合わせに対応できる体制づくりを行います。 ○各地区公民館において、日常生活などに関する相談を受けることにより、外国人市民が相談しやすい体制を整えます。
実施主体	市（社会福祉課、障害福祉課、こども福祉課、こども相談課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、地区公民館）、土浦市社会福祉協議会

推進施策 30	外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催
現 状	○外国人市民が防犯や交通ルールについて学ぶ機会が少ない。 ○外国人市民は防犯や交通安全情報について、どこから得たらよいか分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	○全児童生徒対象の交通安全教室の実施
今後の取組及び 目標	○学校や地域、企業などにおいて、防犯・交通安全意識の高揚を図るための外国人市民向けの教室や研修会を行います。
実施主体	市（生活安全課、指導課）、警察

推進施策 31	多言語による防犯・交通安全情報の提供
現 状	○外国人市民への防犯や交通安全情報の周知が十分でない。 ○外国人市民は防犯や交通安全情報について、どこから得たらよいか分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	○警察などの関係機関と連携して、防犯や交通安全に関する多言語による冊子やチラシ、ホームページなどでの情報提供を行います。
実施主体	市（生活安全課）、警察

推進施策 32	火災・救急時の多言語での対応
現 状	○日本語が話せない外国人市民は、火災・救急通報を行うことが難しい。
現在行っている 主な事業内容	○多言語SOSハンドブックの活用 ○スマートフォンやタブレットの翻訳アプリケーションソフトの活用
今後の取組及び 目標	○外国人市民からの火災・救急通報に必要な単語リストや多言語対応マニュアルなどの作成に取り組みます。 ○外国人市民向けの火災・救急通報オリエンテーションを実施します。 ○火災・救急発生時の対応について、多言語による冊子やチラシなどでの情報提供を行います。 ○多言語SOSハンドブックの充実及び一層の多言語化を進めます。 ○スマートフォンやタブレットの翻訳アプリケーションソフトの一層の活用を図ります。
実施主体	市（消防本部）

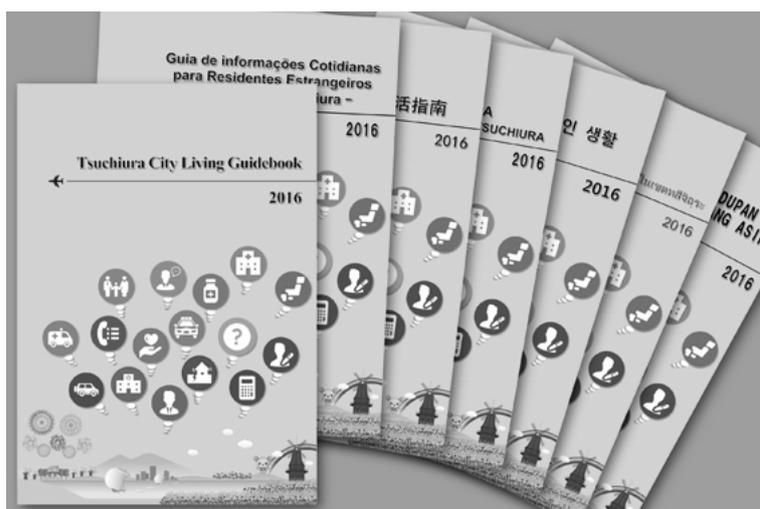
推進施策 33	多言語による防災マップの作成
現 状	○災害が少ない国から来日した外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足していることが多い。 ○災害に備えた準備や災害時に何をしたらよいか分からないという外国人市民が多い。
現在行っている 主な事業内容	○ハザードマップへの外国語の一部表記
今後の取組及び 目標	○多言語による防災ハザードマップを作成し、外国人市民への積極的な周知を図ります。 ○多言語による防災・災害対応マニュアルを作成し、外国人市民への積極的な周知を図ります。
実施主体	市（総務課）

推進施策 34	外国人市民への防災・災害対応における意識啓発【重点施策】
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が少ない国から来日した外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足している。 ○地域の避難場所を知らない外国人市民が多い。 ○外国人市民は防災訓練に参加する機会が少ない。 ○災害が起きたときに心配なこととしては、「家族や友人との連絡が取れるか」「情報が手に入るか」などで不安を感じている。 ○外国人市民の中には、災害への備えができていない人や災害が発生したときにどんな行動をとればよいか分からない人がいる。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市国際交流協会主催「地域ふれあい事業」における防災講座の実施
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語による防災ハザードマップや防災・災害対応マニュアルの作成・活用を図り、意識啓発に努めます。 ○災害時の避難場所の周知を徹底します。 ○外国人市民向けの防災オリエンテーションを実施します。 ○外国人市民向けの防災訓練（避難訓練）を実施します。 ○外国人市民が日本人市民と一緒に地域の防災訓練に参加しやすくなるよう、自主防災組織への加入を促進します。
実施主体	市（総務課、消防本部）、土浦市国際交流協会、市民活動課

推進施策 35	災害時における情報の多言語化
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民への災害時における情報の周知が十分でない。 ○外国人市民は災害時における情報について、どこから得たらよいか分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線等での多言語による災害情報の提供や避難所の表示物の多言語化、「やさしい日本語」の使用、ピクトグラム（絵文字）の使用を図ります。 ○多言語による防災・災害情報の提供を図ります。 ○外国人市民が利用する地域のコミュニティサイトなどに防災・災害情報の提供を行います。
実施主体	市（総務課）

推進施策 36	災害時の外国人市民支援体制の整備
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における外国人市民への支援体制が構築されていない。 ○言葉の問題や習慣の違いなどから災害時には、日本人市民と外国人市民と一緒に避難することは難しい。 ○町内会に加入している外国人市民が少ないため、災害時の支援が難しい。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における外国人市民等避難支援マニュアル（仮称）を作成します。 ○外国人市民の町内会への加入を促進し、災害時に避難情報などが共有できる体制の充実を図ります。
実施主体	市（総務課、市民活動課）、地域

推進施策 37	災害時に対応できる人材の確保及び育成
現 状	<p>○災害時における通訳ボランティア制度が構築されていないため、災害時における外国人市民への支援が難しい。</p> <p>○日本語を理解できる外国人市民は、災害時には要援護者ではなく、支援者として活用できる可能性がある。</p>
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	<p>○災害時における通訳ボランティアの確保・育成を図ります。</p> <p>○災害時における外国人市民等要援護者支援マニュアルを作成します。</p> <p>○県や他市町村と連携して災害時に支援をしていただける外国人市民の発掘と育成を図ります。</p>
実施主体	市（総務課、市民活動課）、土浦市国際交流協会、地域



外国人生活ガイドブック

3 基本目標Ⅲ

外国人市民と日本人市民の「個性」を大切にするまちづくり

《施策の柱》多文化共生の地域づくり

●多文化共生意識の啓発

推進施策 38	海外姉妹都市・友好都市との交流
現 状	○平成6（1994）年にドイツ・フリードリッヒスハーフェン市と友好都市を締結、平成21（2009）年にアメリカ・パロアルト市と姉妹都市を締結して以降、様々な交流を行ってきたが、市民へのPRや市民間交流の機会は十分でない。
現在行っている 主な事業内容	○中学生交換交流事業 ○かすみがうらマラソン大会への選手招待 ○姉妹都市・友好都市との交流について紹介する国際交流出前講座
今後の取組及び 目標	○広報紙やホームページ等で姉妹都市・友好都市交流の一層のPRを行います。 ○姉妹都市・友好都市との交流の機会を増やします。 ○土浦市での交流時に参加する市民の数を増やします。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課、スポーツ振興課）、土浦市国際交流協会



JICA 訪問
(土浦市国際交流協会)

推進施策 39	国際理解教育の推進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に外国人市民が増えることで「トラブルが増える」などのマイナスイメージを抱く人が多い。 ○多文化共生を推進するためには、外国の文化や習慣などを知り、国際理解を深める必要がある。
現在行っている 主な事業内容	<p>(平成 30 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民や留学生を活用した国際理解教室の実施 ※国際理解教室参加者数：918 名（平成 30 年度、11 回） ○JICA 青年海外協力隊による活動報告会の開催 ※活動報告会参加者数：28 名
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における国際理解教室の実施団体及び回数の増加を図ります。 ○日本の児童生徒による外国の文化や習慣の理解の促進と外国人児童生徒による日本の文化や習慣の理解の促進に取り組みます。 ○ホームステイ・ホームビジット受け入れなど、身近な国際理解の機会の創出を図ります。 ○外国文化への理解促進のため、外国語図書や新聞・雑誌、生活に役立つ資料、外国文化の紹介資料などの収集・活用を図ります。 ○様々な国の大使を招いて講演会を開催し、国際理解の促進を図ります。
実施主体	市（市民活動課、指導課、図書館）、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 40	学校における国際理解教育の推進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒が増える中、多文化共生を推進するためには、外国の文化や習慣などを知るための国際理解教育に取り組む必要があるが、十分でない。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民や留学生を活用した国際理解教室「世界の友達と話そう」の実施 ○ALT（外国語指導助手）の活用
今後の取組及び 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における国際理解教室の実施校数及び回数の増加を図ります。 ○地域に住む外国人市民や小中学校のALTの協力を得て、外国語や外国の文化に触れることで、子どもたちのコミュニケーション能力の一層の育成を図ります。 ○学校教育全体で取り組んでいく多文化共生に向けた、教員の一層の意識向上を図る研修を行います。
実施主体	市（市民活動課、指導課）、学校、土浦ユネスコ協会、地域

推進施策 41	多国語講座の開催
現 状	○様々な国の言語を学ぶ多国語講座を開催し、気軽に外国人市民に話しかけられるようなきっかけづくりを行っている。
現在行っている 主な事業内容	○土浦市国際交流協会主催の多国語講座の開催
今後の取組及び 目標	○多文化共生の意識を醸成するため、土浦市国際交流協会と連携して多国語講座の充実を図ります。 ○市職員の多文化共生意識を深めるため、語学研修や外国人市民の窓口対応に関する研修を実施します。
実施主体	市（市民活動課、人事課）、土浦市国際交流協会

推進施策 42	市民や市職員への多文化共生意識の啓発
現 状	○外国人市民に対して偏見を持っている日本人市民がいる。 ○なじみの薄い多文化共生について周知・理解を図る機会が少ない。 ○市役所に来庁する外国人市民の中には、日本語が分からない人も多い。 また、各種制度の内容を理解させることが難しい。
現在行っている 主な事業内容	○地域ふれあい事業の開催
今後の取組及び 目標	○日本人市民として外国人市民に対する偏見を捨て、あいさつ等の声かけを実施します。 ○生活習慣などのルールを理解してもらうための活動に取り組みます。 ○多文化共生の基礎講習や外国人市民から話を聞くなど、多文化共生についての市職員研修を実施します。 ○市職員を対象とした語学研修を実施します。
実施主体	市（市民活動課、人事課）、地域

●外国人市民の自立と地域社会への参画

推進施策 43	外国人市民の機能別消防団取組への検討【新規事業】
現 状	<p>○外国人市民の課題として、日本語が通じない方も少なくなく、また生活習慣も違うことから、避難所までの安全な避難および避難所生活での情報収集やコミュニケーションが困難で、不安な避難所生活を強いられる状況になる。</p> <p>○平常時からの外国人市民への防災に関する啓発が進んでいない。</p>
現在行っている 主な事業内容	新規事業
今後の取組及び 目標	<p>○母国語・日本語・英語で日常会話ができる人たちの能力を活かし、特定の活動に従事し、外国人被災者を支援する機能別消防団への取組を検討します。</p> <p>○「助けを求める側」から「助ける側」への役割転換による防災減災対策を進めていきます。</p>
実施主体	市（市民活動課、消防本部及び消防署）

推進施策 44	外国人市民の町内会への加入及び活動への参加促進【重点施策】
現 状	<p>○生活習慣の違いや理解不足から地域で日本人市民とトラブルになることがある。</p> <p>○町内会に加入している外国人市民が少ないため、地域での生活情報を得る機会が少ない。</p> <p>○多言語版の町内会への加入案内を作成しているが、周知が十分でない。</p> <p>○外国人市民の中には、「町内会」という組織について分からない人が多い。</p>
現在行っている 主な事業内容	○多言語版の町内会への加入案内の作成及び配布
今後の取組及び 目標	<p>○住民登録に来庁する機会に、国際交流ボランティアを活用した多言語による町内会への加入案内を実施し、外国人市民の町内会への加入者を増やします。</p> <p>○町内会と連携し、地域のお祭りや防災訓練など、外国人市民の地域行事への参加を促進します。</p> <p>○外国人児童生徒を通じて保護者に加入案内を行い、町内会への加入者を増やします。</p>
実施主体	市（市民活動課）、地域

推進施策 45	多文化共生を推進するキーパーソンの発掘・育成
現 状	○多文化共生の推進のためには、外国人市民が地域で活動しやすい環境づくりが必要である。
現在行っている 主な事業内容	○国際交流ボランティア募集 ○日本語ボランティア養成講座の開催
今後の取組及び 目標	○町内会、土浦市国際交流協会、企業などと人材に関する情報の共有化を図り、外国人市民と日本人市民の中から継続性のあるキーパーソンを発掘・育成する方法を検討します。 ○外国人市民が地域活動に参加しやすい体制づくりを図ります。 ○地域で活躍する外国人市民を広報紙やホームページなどで紹介していきます。 ○日本人市民と外国人市民のパイプ役となるような地域のコミュニティリーダーとなる人材を発掘し、活用を図ります。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課、関係各課）、土浦市国際交流協会、企業・団体、地域



海外ボランティア活動報告会
(土浦市国際交流協会)

4 基本目標Ⅳ

多様性を活力に生かすまちづくり

《施策の柱》多文化共生の推進体制の整備

●市民・団体・企業等との連携・協働

推進施策 46	留学生を受け入れている大学との連携事業の促進
現 状	○近隣の大学に多くの留学生が在籍しているが、活用する機会が少ない。
現在行っている 主な事業内容	○国際理解教室での留学生による自国や文化の紹介 ○各種国際交流事業への参加
今後の取組及び 目標	○通訳や翻訳、国際理解教育などでの活用を図るとともに国際交流事業などへの参加を促進します。
実施主体	市（市民活動課）、大学、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 47	土浦市多文化共生推進プラン検討委員会の設置【重点施策】
現 状	○プランに基づく施策の推進を図るため、プランの進行管理を行う必要がある。
現在行っている 主な事業内容	○令和元年度から実施
今後の取組及び 目標	○外部の委員で構成される土浦市多文化共生推進プラン検討委員会によりプランの進行管理を行います。 ○土浦市多文化共生推進プラン検討委員会幹事会と共同で、事業の進行状況の確認や見直しを行います。 ○より多くの外国人市民を委員に委嘱し、外国人市民が恒常的に行政に意見を言える機会を作ります。
実施主体	市（市民活動課）

推進施策 48	県や他市町村との連携
現 状	○県や他市町村、他の国際交流協会が取り組んでいる多文化共生施策についての様々な情報が必要である。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取組及び 目標	○県や他市町村、他の国際交流協会と連携し、情報交換を図りながら多文化共生を推進します。 ○県や他市町村の多文化共生推進施策の調査・研究を行いながら事業の進行状況の確認や見直しを行います。
実施主体	市（市民活動課）、県、他市町村

推進施策 49	外国人市民を雇用している企業との連携
現 状	○雇用形態や賃金など、待遇面の問題で日本人との差がある。 ○就業の際に言葉の問題がある。
現在行っている 主な事業内容	○ハローワークでの国籍で差別しない公正な採用選考及び外国人の雇用管理の改善などに関する相談 ○ハローワークでの外国人就労準備研修（J I C E（日本国際協力センター）と連携）の受講斡旋
今後の取組及び 目標	○企業などと連携して外国人市民を雇用する際の就業条件や就業環境の整備・充実を図ります。 ○外国人市民を雇用する際の企業における社会的責任の啓発をハローワークと連携して進めます。 ○外国人市民を雇用している企業と連携して日本語学習の支援を行います。 ○国際交流・国際理解への支援、協力を促進します。
実施主体	市（市民活動課、商工観光課）、企業、ハローワーク、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 50	土浦市国際交流協会との連携
現 状	○土浦市国際交流協会では、国際交流事業や多文化共生に関する事業を行っているが、認知度が低く、参加者も少ない。
現在行っている 主な事業内容	○ J I C A 筑波センター研修員との交流 ○ 中高生と外国人との食文化交流 ○ キララまつり七夕おどりコンテスト参加 ○ 地域ふれあい事業 ○ 日本語教室の開催 ○ 土浦市国際交流協会が主催する交流イベントや姉妹都市・友好都市との交流について紹介する国際交流出前講座の開催
今後の取組及び 目標	○ 国際交流協会と連携して、国際交流や多文化共生の推進につながる事業を実施します。 ○ 市民や企業、関係団体、行政とのパイプ役としての活動を推進します。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

推進施策 51	地域住民との連携
現 状	○ 多文化共生を推進するためには、外国人市民が地域の担い手であるという意識を持ち、地域の行事などへ積極的に参加することが大切である。 ○ 地域社会全体で、地域の担い手として外国人市民が参加しやすい環境を整備する必要がある。
現在行っている 主な事業内容	○ 多言語版の町内会への加入案内の作成及び配布 ○ 地域における国際理解教室の開催
今後の取組及び 目標	○ 町内会と連携し、外国人市民の町内会への参加についての啓発及び支援を行います。 ○ 多文化共生意識を醸成し国際理解を深めるため、外国人市民と日本人市民の交流を促進します。
実施主体	市（市民活動課）、地域、土浦ユネスコ協会

●計画の推進体制の整備

推進施策 52	土浦市多文化共生推進プランの推進
現 状	○プランに基づく施策の推進を図るため、プラン推進体制の構築が必要になる。
現在行っている 主な事業内容	○土浦市多文化共生推進プラン進捗状況調査の実施（H29～）
今後の取組及び 目標	○多文化共生の地域づくりを推進するために、市民や地域、企業・団体、学校、行政などが協働でプランを推進します。 ○多文化共生を推進するために、市内部の連携や外部機関などとの連携を図り、推進体制の強化を行いながらプランに基づく施策に取り組みます。
実施主体	市（市民活動課、関係各課）、企業・団体、学校、地域

推進施策 53	土浦市多文化共生推進プラン検討委員会幹事会の設置
現 状	○プランに基づく施策の推進を図るため、市役所内の横断的な連携を図り、プランを推進する必要がある。
現在行っている 主な事業内容	○令和元年度より実施
今後の取組及び 目標	○多文化共生の地域づくりに向けた事業を効果的に推進するため、土浦市多文化共生推進プラン検討委員会幹事会を設置し、外国人市民の意識や実態を的確に把握するとともに市内部の横断的な連携を図りながら事業を推進します。
実施主体	市（市民活動課、関係各課）

推進施策 54	土浦市国際交流協会運営支援
現 状	○市は、土浦市国際交流協会への事業補助を行うとともに事務局として協会運営を支援している。
現在行っている 主な事業内容	○国際交流事業補助
今後の取組及び 目標	○市は、協会が行う国際交流・多文化共生事業や組織強化などの支援を行い、多文化共生の地域づくりを推進します。
実施主体	市（市民活動課）

推進施策 55	外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保
現 状	○多文化共生の地域づくりを推進するために、外国人市民の視点や発想に耳を傾け、問題や課題を抽出する必要がある。
現在行っている 主な事業内容	○土浦商工会議所主催のまち歩き講座「外国人目線で土浦の不思議・魅力発見！」を平成 27 年まで実施。
今後の取組及び 目標	○外国人市民の視点や発想に耳を傾け、集約した意見を分析して、多文化共生の推進に反映します。 ○外国人の声を聴く機会の設置を検討します。 ○語学学校との連携を図っていきます。
実施主体	市（市民活動課）、土浦商工会議所、土浦市国際交流協会



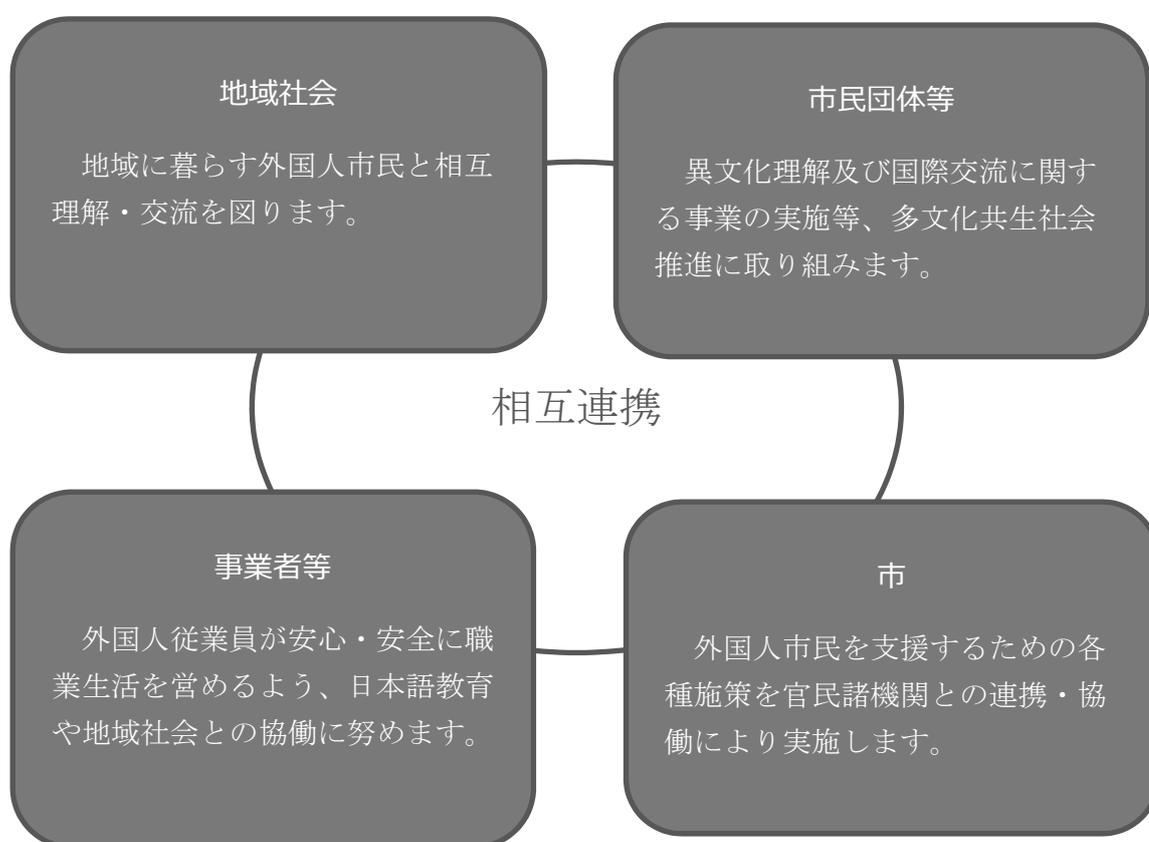
防災出前講座
(土浦市国際交流協会)

第4章 計画の推進に向けて

1 多文化共生の推進体制の整備

多文化共生のまちづくりは、行政、市民、関係団体等が協働して進めていくものです。本計画で定めた4つの基本目標が実現することが、外国人市民も日本人市民も暮らしやすい多文化共生のまちづくりにつながります。

そのため、本プランの基本理念に基づき地域社会、ボランティア団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、連携・協働し、多文化共生社会の実現をめざします。



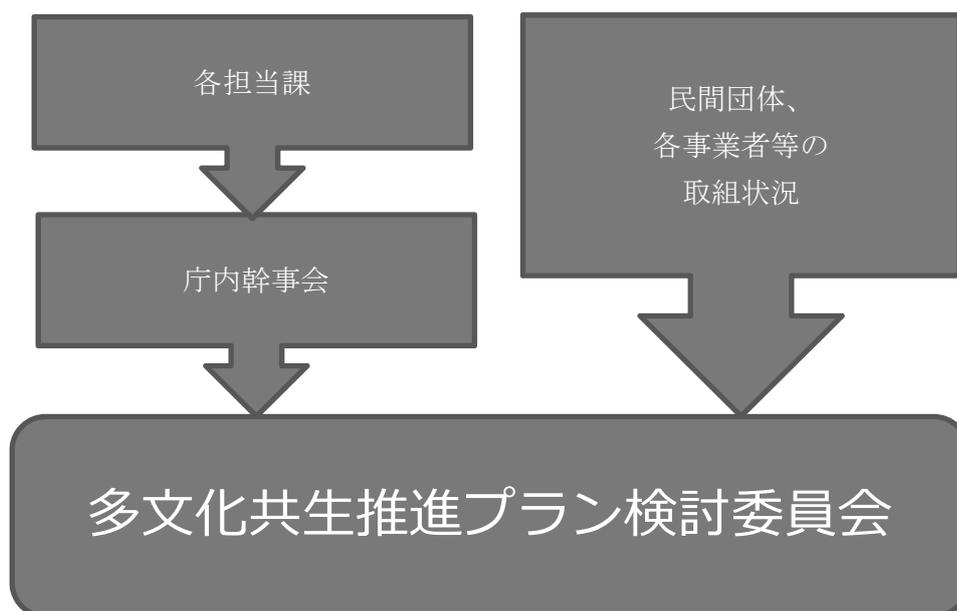
また、本プランの取組状況等を定期的に確認し、新たな課題等に的確に対応できるよう、多文化共生推進プラン検討委員会及び幹事会において多文化共生に関する市内外の取組について常に情報収集等に努め、多文化共生のまちづくりが実現するよう努めます。

2 プランの評価

本プランに基づいて実施される事業等について、各年度で取組状況、進捗状況等について各担当課が年次報告を行います。

各担当課の報告を多文化共生推進プラン検討委員会でとりまとめ、全体の評価を行い、さらなる多文化共生のまちづくりに活かします。

また、民間団体や各事業者等の多文化共生の取組についても情報等を集約しながら本市の多文化共生を推進していきます。



3 プランの総括

本プランは令和6（2024）年度を計画の最終年としています。

本プランの総括にあたっては、多文化共生推進プラン検討委員会で検討を行います。

【参考資料】

1 アンケート結果

調査期間	令和元年6月から9月		
調査対象者	日本人市民	地区長	外国人市民
調査方法	郵送配付・郵送回収		対面配付・対面回収
配布数	3,000	171	430
回収数	1,055	170	115
回収率	35.2%	99.4%	26.7%

(1) 日本人市民調査結果のまとめ

【一般市民調査】

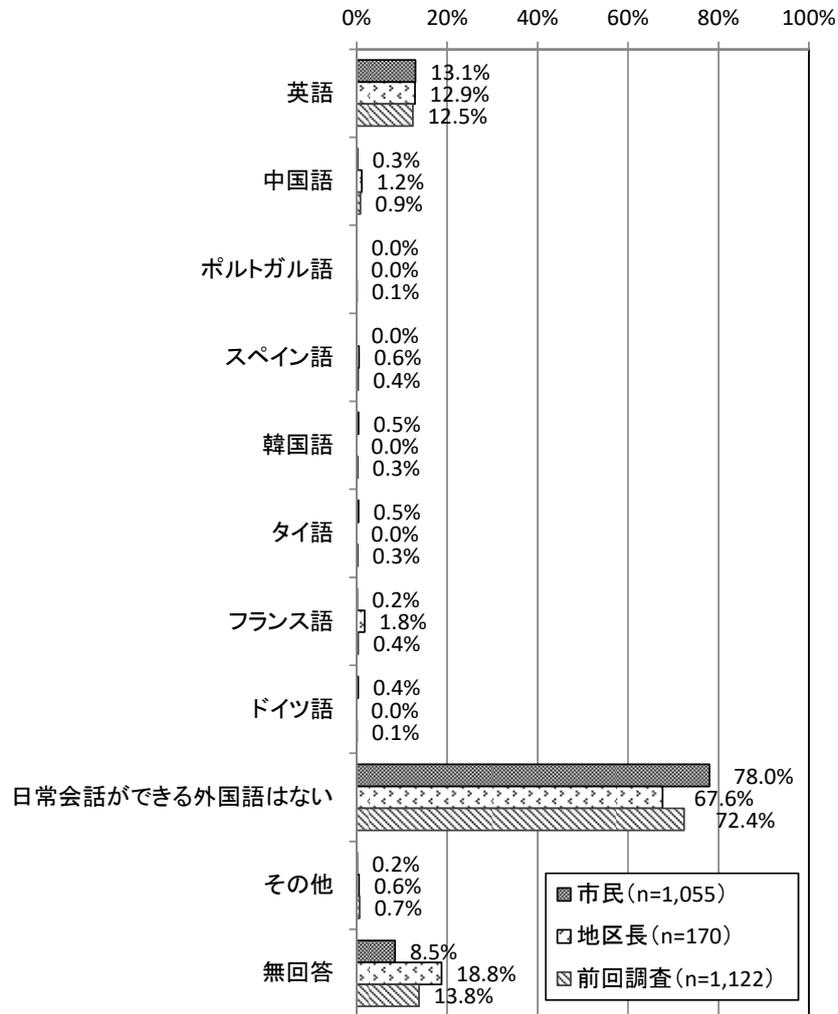
- ◆ 日本人市民は自ら外国人市民と交流を持つよりも、イベントや講座などを通して外国人市民や外国の文化、言語と触れ合う交流を求めている。
- ◆ 外国人市民が増えることで「トラブルやもめごとが増える」「治安の悪化」等のマイナスイメージを抱く人は、外国人市民との付き合いが少ない人が多い。
- ◆ 外国人市民が日本で暮らすためには、生活ルールを守り、日本の習慣や文化を受け入れてほしいと望んでいる。
- ◆ 日本人市民として、外国人市民に対する偏見を捨て、あいさつなどの声かけや習慣、生活ルールを教えるなどの活動が必要であると感じている。

【地区長調査】

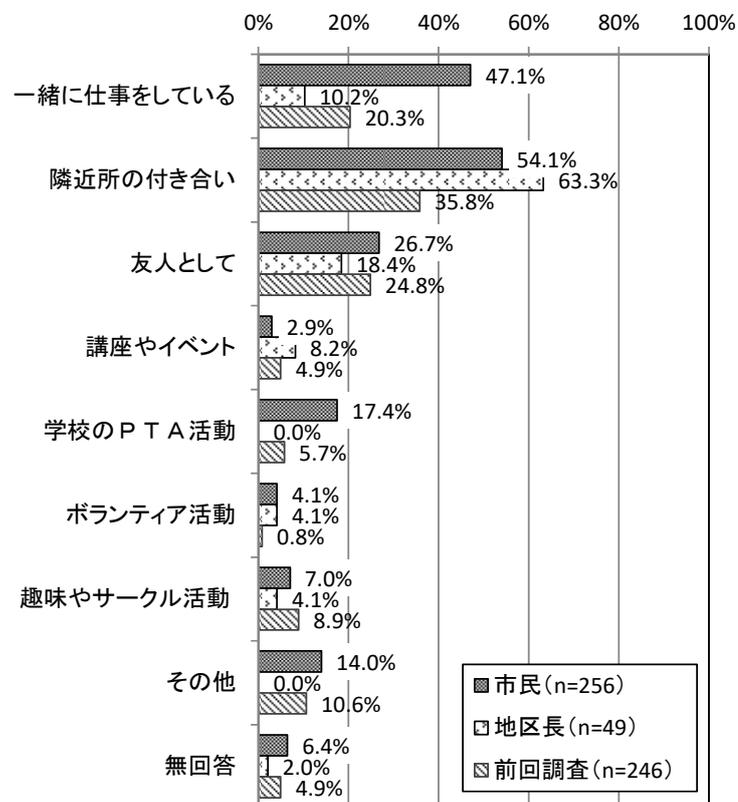
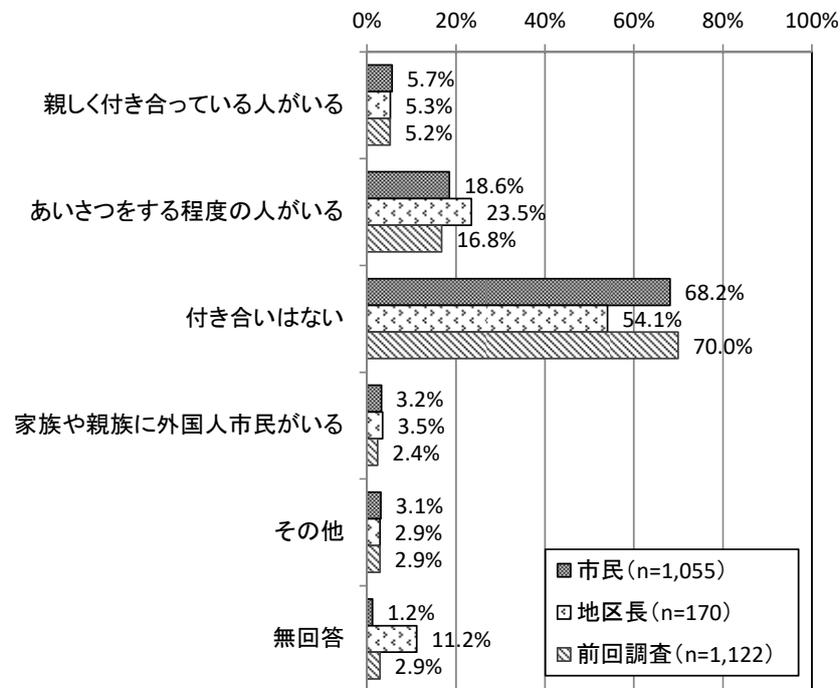
- ◆ 地区長調査の結果も、一般市民調査と際立つ差異は見られない。
- ◆ 属性のちがいがから、付き合いの場面が「隣近所の付き合い」が一般市民よりも割合が高く、「一緒に仕事をしている」「学校のPTA活動」は低くなっている。
- ◆ 外国人市民に対して「親しみを感じない」という回答は少ない一方で、外国人市民とのトラブル経験は「ある」が多くなっている。トラブルの内容は「ゴミ出しなど生活ルールに関すること」が際だって多い。
- ◆ 災害時に支援が必要な外国人市民の存在を「知っている」という回答が一般市民より多く、一緒に避難することで心配なことは「団体生活ができるかわからない」が多くなっている。

① 外国人市民との交流の状況

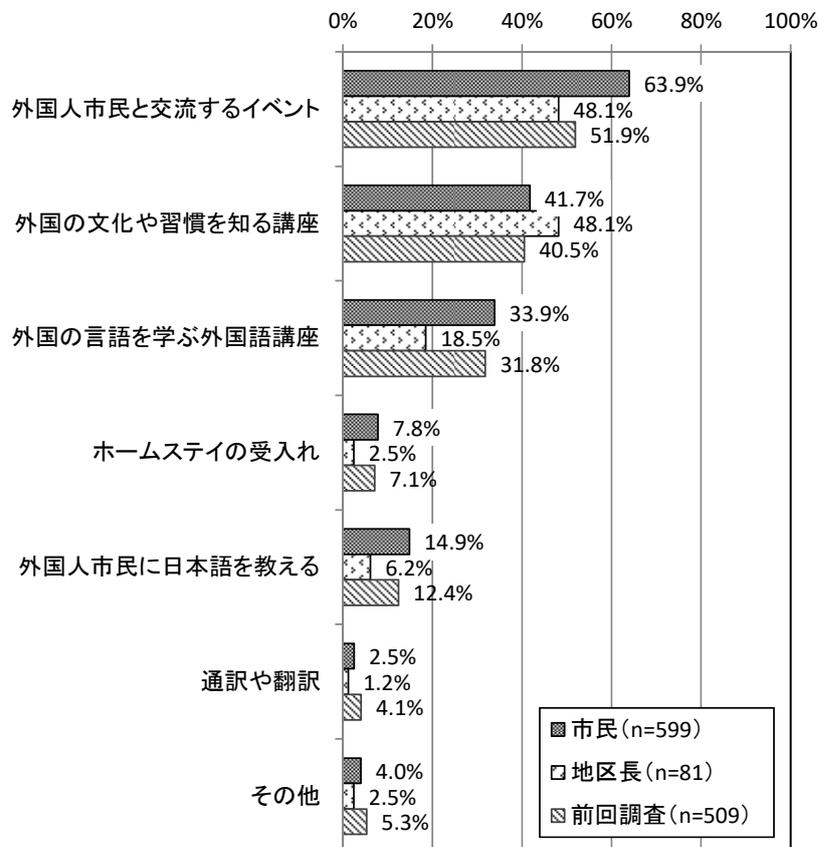
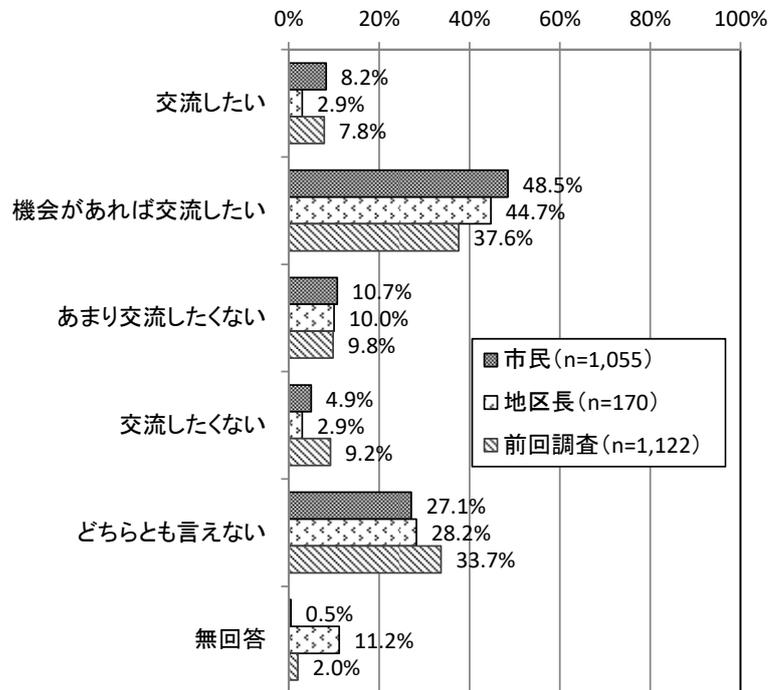
▶ 日本人市民の 77.8%が日常会話をできる外国語はなく、日常会話をできる外国語については、英語が 13.1%という状況である。



- ▶ 外国人との付き合いの有無は、市民調査、地区会長調査とも「付き合いはない」が最も多く、「あいさつをする程度の人がいる」、「親しく付き合っている人がある」など付き合いがある割合は2～3割程度にとどまっている。また、外国人市民とつきあいがある人のうち「隣近所の付き合い」「一緒に仕事をしている」「学校のPTA活動」という回答は前回と比べ多くなっている。

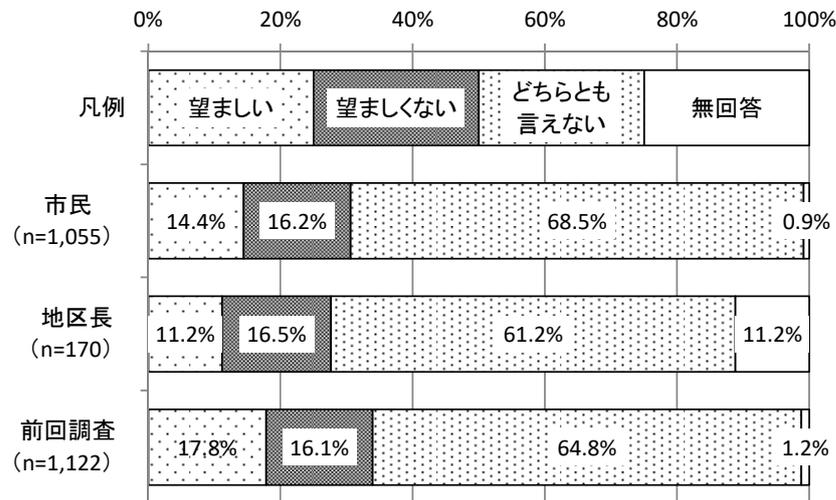


- ▶ 外国人市民との交流を持ちたいと考える日本人市民は 56.7%であり、具体的な希望としては、外国人市民との交流イベント、外国の文化や習慣を知る講座、外国の言語を学ぶ外国語講座のニーズが高い。

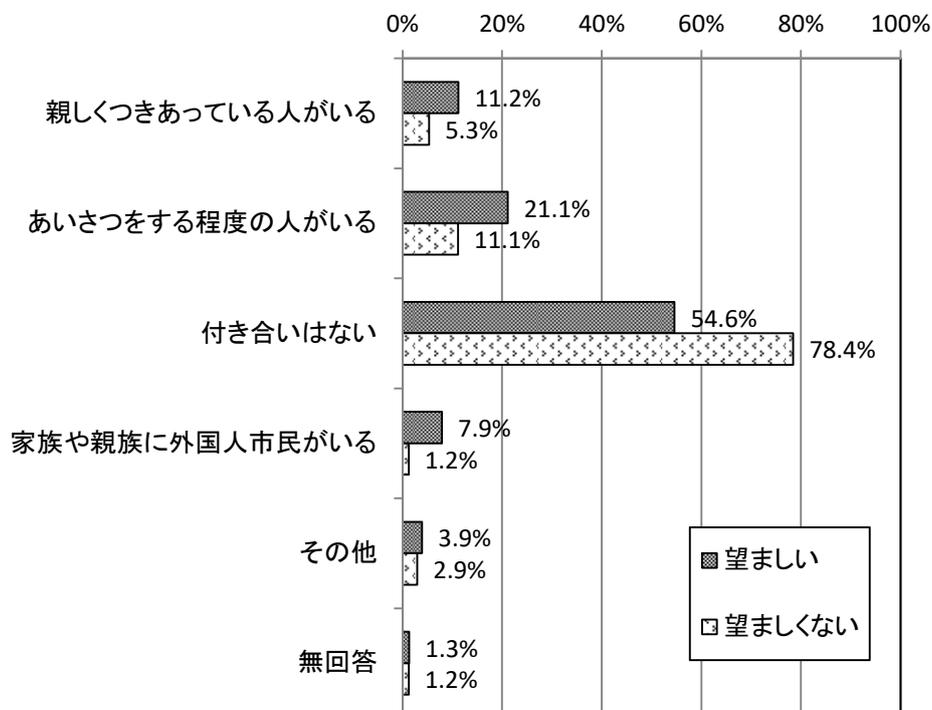


② 外国人市民と共に暮らすことに対する思い

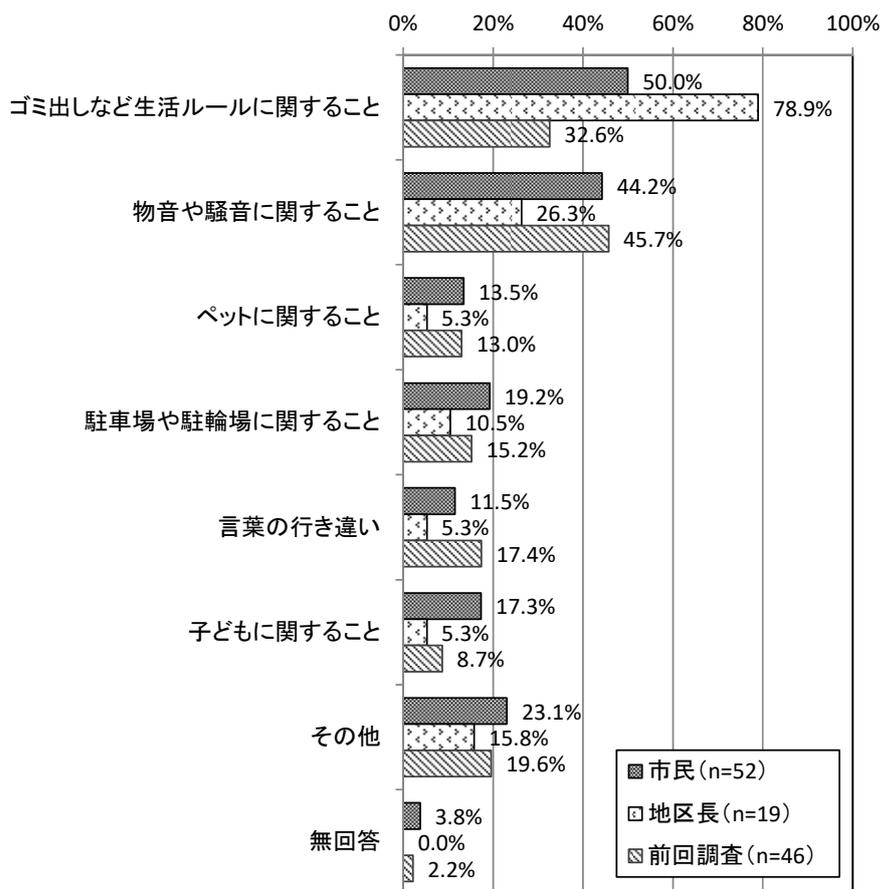
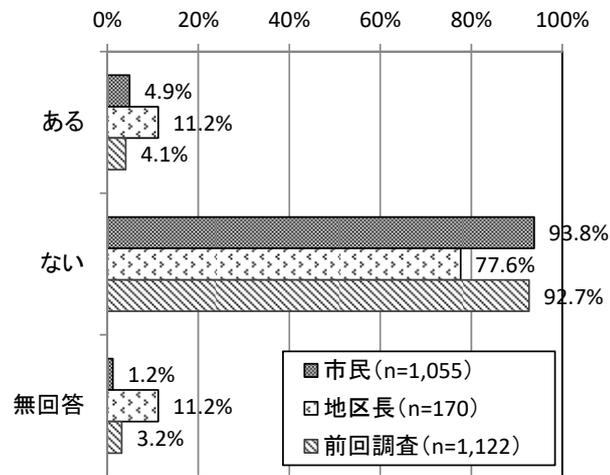
- 外国人市民の増加について望ましいと思う日本人市民は 14.4%、地区長は 11.2%である。一方、外国人市民の増加について望ましくないと思う日本人市民は 16.2%、地区長は 16.5%であり、トラブルやもめごとが増える、治安が悪化する、文化や生活習慣が違うという理由が過半数を占める。



- 外国人市民が増えることについて「望ましくない」と回答した人は、外国人市民との「付き合いはない」と回答した人が多い。

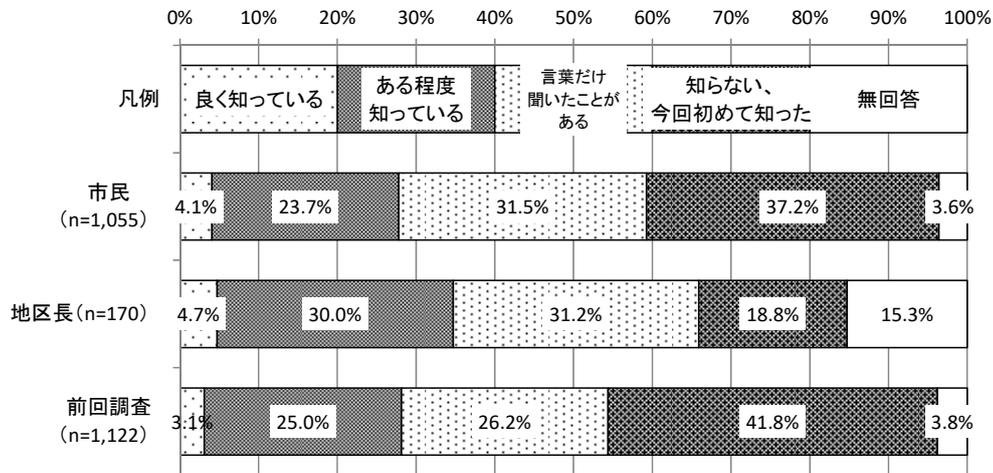


- ▶ 近くに住む外国人市民とトラブルになったことがある日本人市民は4.9%、地区長は11.2%となっている。具体的には、物音や騒音に関すること、ゴミ出しなど生活のルールに関することであった。

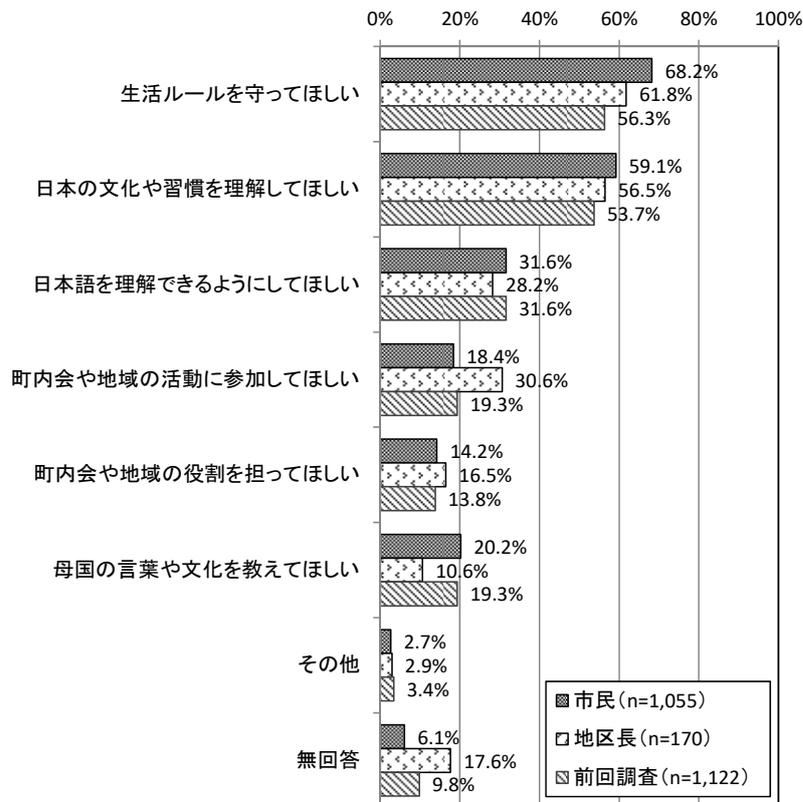


③ 多文化共生社会の実現に向けた思い

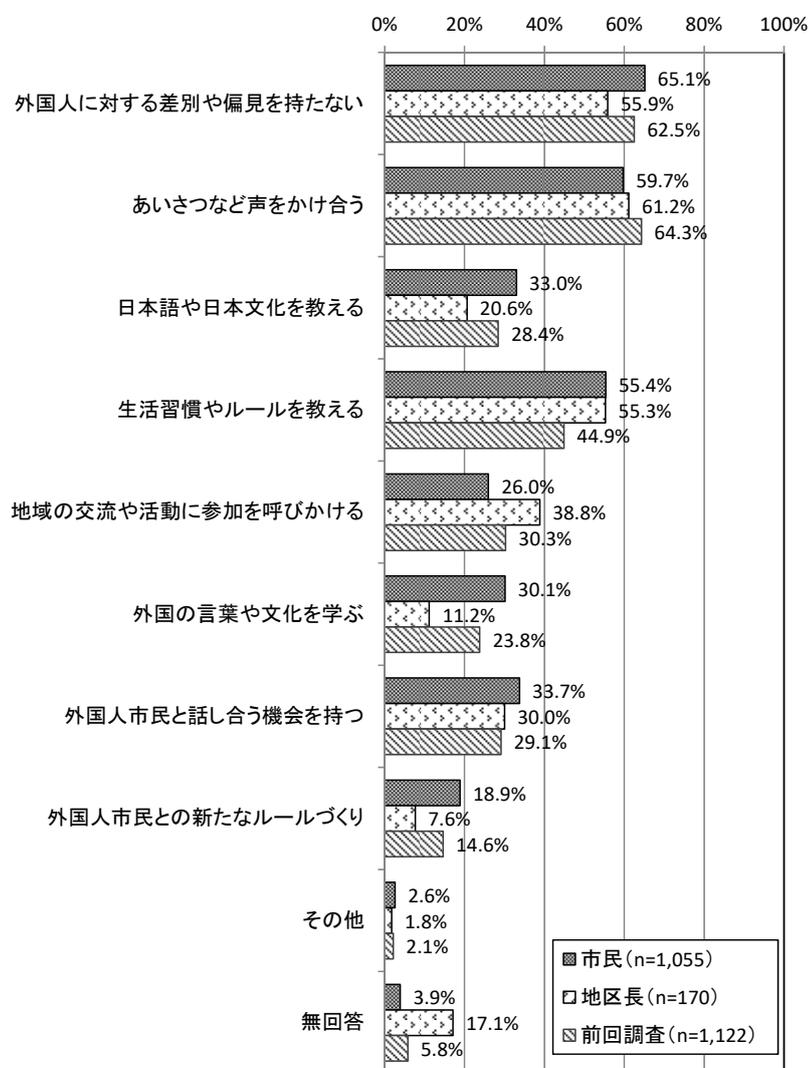
- 多文化共生という言葉を知らない、今回初めて知った人は37.2%で、前回の調査とほとんど変化がない。



- 地域に住む外国人市民に望むこととして、生活ルールを守ること、日本の文化や習慣を理解することが過半数を占めている。



- 一方で、日本人市民と外国人市民が共に暮らしやすい地域にするために日本人市民、地域がすべきことは、あいさつなどの声かけを行う、外国人に対する差別や偏見を持たない、生活習慣やルールを教えるといった意見が多く見られた。

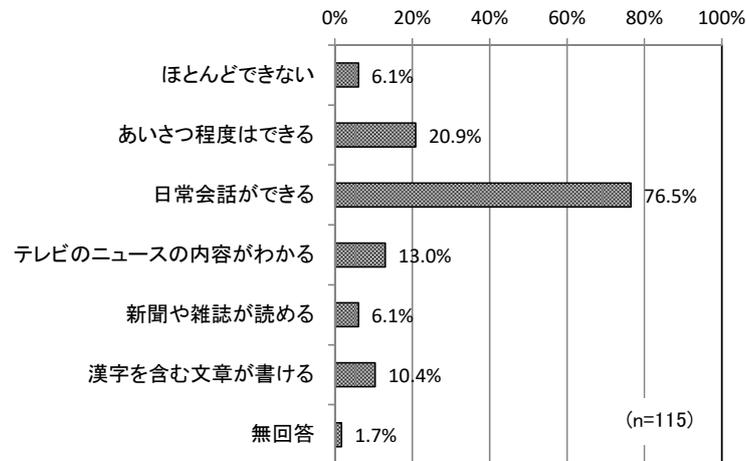


(2) 外国人市民調査結果のまとめ

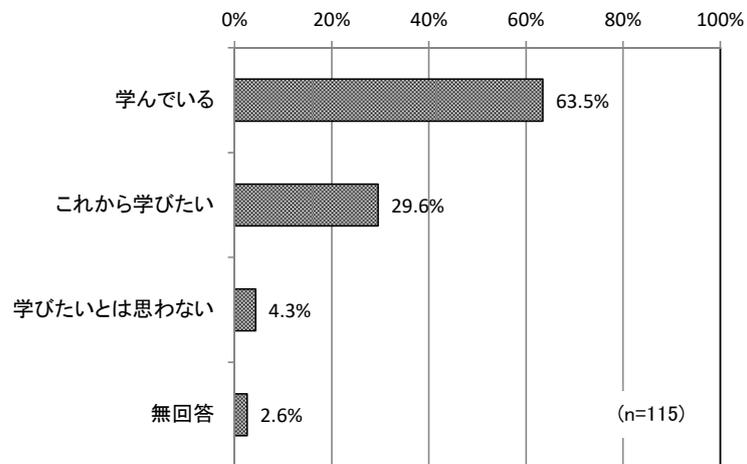
- ◆ 調査回答者の在留資格は「技能実習生」が多く、土浦市の外国人市民全体の状況とは異なることに注意が必要である。(男性の 20 歳代が多く、国籍もインドネシアが過半数を占めている。また、日本の滞在年数も、1 年未満が約 30%となっている)。
- ◆ 日常生活で困っていることは「言葉の問題」が最も多い。
- ◆ 日本人市民との交流意向は「積極的に交流したい」「機会があれば交流したい」で 9 割以上となっている。
- ◆ 災害については、地域の避難場所は「知っている」が約 6 割。災害への備えは食べ物や水などが約半数となっている。
- ◆ 行政への希望は、「日本語や日本の文化を学ぶ機会の充実」や「日本人市民との交流の機会を増やす」などが多い。

① 日本語の習得状況

- 日本語の習得状況は「日常会話ができる」が 76.5%。

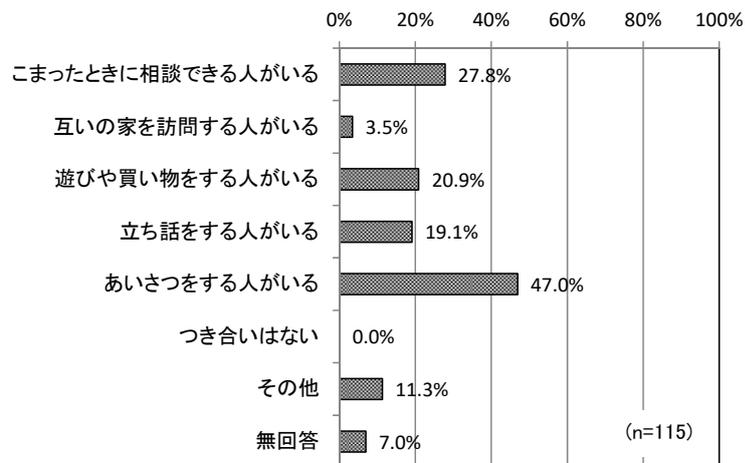


- 日本語を「学んでいる」人が 63.5%、「これから学びたい」人が 29.6%で、学習意欲が高い。

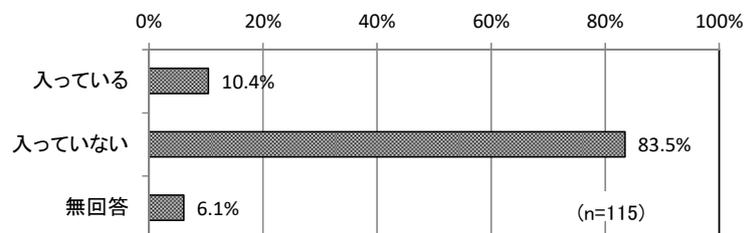


② 日本人市民との交流

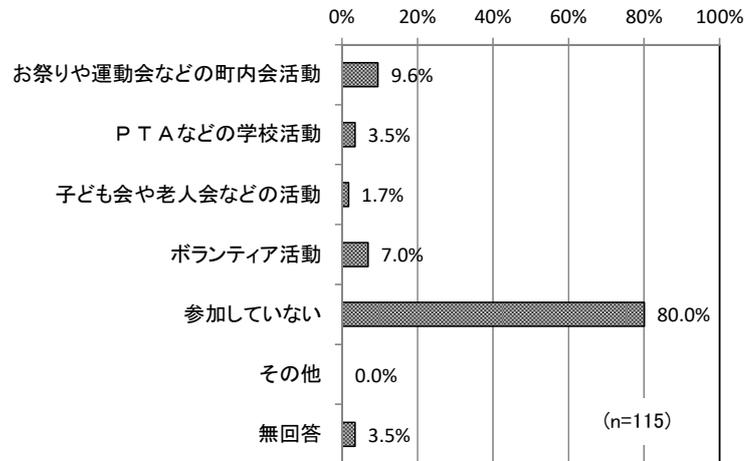
- 「あいさつをする人がいる」が 47.0%。



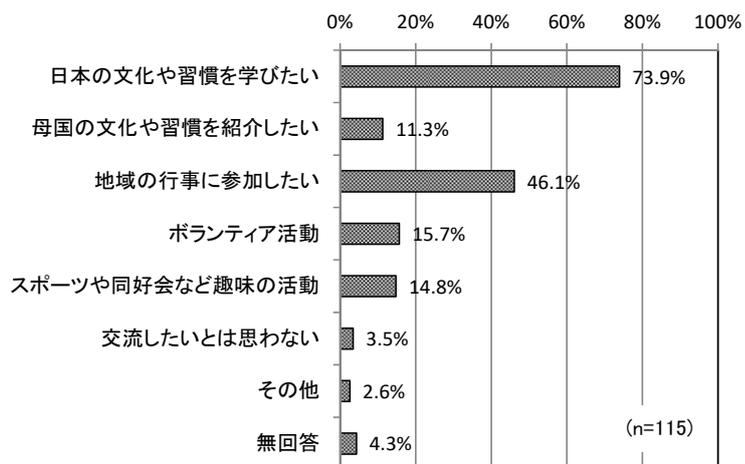
- 町内会加入者は 10.4%。



- 住んでいる地域での活動には「参加していない」が80.0%。

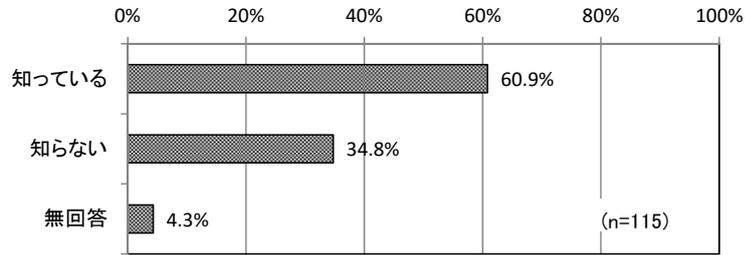


- 「日本の文化や習慣を学びたい」人が73.9%、「地域の行事に参加したい」人が46.1%となっており、働きかけをすることが必要かと思われる。

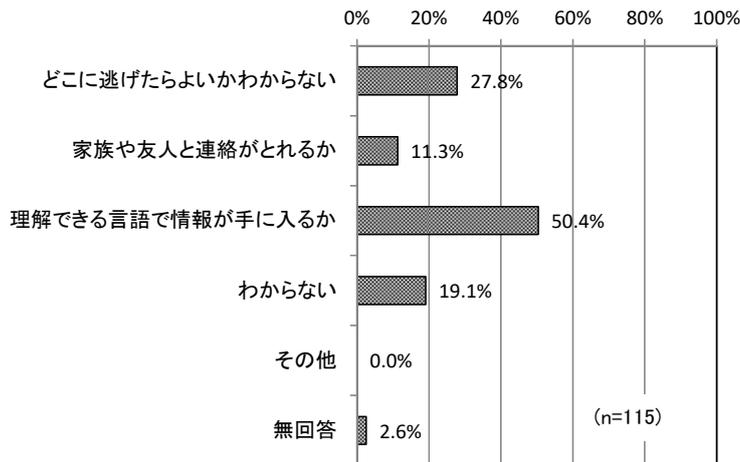
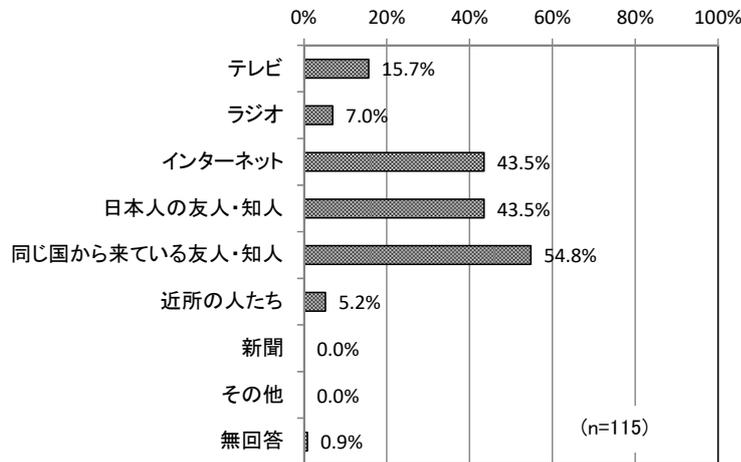


③ 災害・防災について

- 地域の避難場所を知っている人は 60.9%。



- 災害時の情報入手経路は、同じ国から来ている友人・知人が 54.8%、インターネット、日本人の友人知人がともに 43.5%で、いわば「非公式」的な情報が中心。心配なことも、「理解できる言語で情報が手に入るか」が約半数となっている。



2 策定経過

年 月 日	事 項
令和元（2019）年 6月27日	第1回幹事会 (1) 土浦市多文化共生推進プランの概要 (2) プランの主な事業と進捗状況 (3) 土浦市多文化共生推進プラン改定版（後期計画）策定について (4) アンケート調査について
令和元（2019）年 7月17日	第1回検討委員会 ・委員の委嘱 ・委員長・副委員長選出 (1) 土浦市多文化共生推進プランの概要 (2) プランの主な事業と進捗状況 (3) 土浦市多文化共生推進プラン改定版（後期計画）策定について (4) アンケート調査について
令和元（2019）年 8月20日	第2回幹事会 (1) 現状分析と課題の整理について (2) 施策の体系の整理について
令和元（2019）年 9月6日	第2回検討委員会 (1) 現状分析と課題の整理について (2) 施策の体系の整理について
令和元（2019）年 11月6日	第3回幹事会 (1) 土浦市多文化共生推進プラン改訂版（後期計画）案について (2) パブリック・コメントの実施について
令和元（2019）年 11月27日	第3回検討委員会 (1) 土浦市多文化共生推進プラン改訂版（後期計画）案について (2) パブリック・コメントの実施について
令和元（2019）年 12月18日～ 令和2（2020）年 1月10日	パブリック・コメント実施 《公表方法》 執務室（市民活動課）、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧及び市ホームページへの掲載
令和2（2020）年 2月4日	第4回幹事会 (1) パブリック・コメントの実施結果について (2) 土浦市多文化共生推進プラン（後期計画）案について
令和2（2020）年 2月28日	第4回検討委員会 (1) パブリック・コメントの実施結果について (2) 土浦市多文化共生推進プラン（後期計画）案について

3 パブリック・コメント実施結果

(1) 実施結果

募集期間	令和元年12月18日(水)～令和2年1月10日(金)
公表方法	執務室(市民活動課)、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧及び市ホームページへの掲載
意見提出者数	1名(その他参考意見1件)
意見件数	1件(その他参考意見1件)
市ホームページ閲覧数	132件

(2) 提出された意見とその意見に対する考え方

意見No.	提出された意見	意見に対する考え方	方針の修正内容
1	○外国人市民・土浦市民(日本人市民)両者への満足度調査をしてはどうか。	○本プランの策定にあたり、外国人市民も日本人市民も同じ市民として共に暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進するため、「土浦市外国人市民等実態調査：全31項目、配布対象者430名」及び「市民意識調査：全49項目、配布対象者(地区長171名、無作為抽出の市民3,000名、実施期間令和元年6月～9月)」をそれぞれ実施しています。またその分析結果を踏まえ「土浦市多文化共生推進プラン(後期計画)」を策定しております。	変更なし

【参考意見】

意見No.	提出された意見	意見に対する考え方	方針の修正内容
1	○日本人市民と外国人市民の人間関係をつなぐことで地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい地区公民館の職員として配置することを提案する。	○ご意見をいただきました、公民館職員のコーディネーターとしての配置につきましては、推進施策No.29「外国人にも分かりやすい各種相談窓口の充実」において、今後の取組及び目標として「各地区公民館において、日常生活などに関する相談を受けることにより外国人市民が相談しやすい体制を整える」と位置づけており、各公民館と市民活動課がこれまで以上に連携を深めながら、推進を図ることにより、対応することとしております。	変更なし

4 土浦市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱

土浦市告示第 78 号

土浦市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 土浦市多文化共生推進プラン（次条において「プラン」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、土浦市多文化共生推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランの進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) プランの見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プランの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 業務、活動及び生活上で外国人と関わりが深い者
- (4) 副市長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項第2号及び第4号に規定する委員は、委嘱され、又は任命された当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会の適正かつ効率的な運営を補佐するため、委員会に幹事会を置くことができる。

2 代表幹事には、副市長をもって充てるものとする。

3 幹事には、別表に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

4 幹事の任期は、第4条第1項に規定する委員の任期と同じとする。

5 幹事は、任命当時の職を退いたときは、幹事の資格を失うものとする。

6 第4条第3項の規定については、「委員」を「幹事」に読み替えてこれを準用する。

7 幹事会は、代表幹事が招集し、幹事会の会議の議長となる。

8 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる

9 幹事会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

別表 (第7条関係)

市長公室長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，都市産業部長，建設部長，教育委員会教育部長，消防長，政策企画課長，広報広聴課長，総務課長，人事課長，市民活動課長，生活安全課長，市民課長，環境衛生課長，社会福祉課長，障害福祉課長，こども福祉課長，こども相談課長，高齢福祉課長，国保年金課長，健康増進課長，商工観光課長，都市計画課長，住宅営繕課長，教育委員会文化生涯学習課長，教育委員会指導課長，消防本部予防課長，消防本部警防救急課長
--

5 土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属団体・職名
委員長	菊地 かおり	筑波大学人間系助教
副委員長	タスタンベコワ・クアニシ	筑波大学人間系助教
委 員	小野寺 智成	土浦警察署生活安全課長
委 員	杉本 高久	土浦市教育委員会指導課指導主事
委 員	尾崎 真里子	土浦市立神立小学校校長
委 員	野部 誠	土浦公共職業安定所統括職業指導官
委 員	瀬尾 洋一	土浦市社会福祉協議会常務理事
委 員	園部 茂雄	日立建機株式会社土浦工場 グローバル人事企画センタグループ部長代理 (～2019年11月26日)
委 員	土屋 洋之	日立建機株式会社土浦工場 グローバル人事企画センタグループ部長代理 (2019年11月27日～)
委 員	下村 利充	土浦市地区長連合会会長
委 員	小野 治男	神立中央四丁目地区長
委 員	田村 尚子	土浦市国際交流協会多文化共生事業部会長
委 員	西本 均	ボランティア日本語教師
委 員	吉田 千鶴子	土浦市議会総務市民委員会委員
委 員	乗峯 スーザン	在住外国人
委 員	五頭 英明	土浦市副市長 (～2019年11月21日)
委 員	東郷 和男	土浦市副市長 (2019年12月25日～)

土浦市多文化共生推進プラン（後期計画）

発行年月 令和2（2020）年3月

発行 土浦市市民生活部市民活動課

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111（代表） <http://www.city.tsuchiura.lg.jp>



土浦市イメージキャラクター つちまる